

越前市障がい者計画

【令和3年度～令和8年度】

第6期越前市障がい福祉計画

第2期越前市障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

障がいのある人もない人もお互いに認め合い、
支え合うまちづくりの実現

越 前 市

はじめに



越前市ではこのたび、越前市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）の改定、並びに第6期越前市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）及び第2期越前市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の策定を行いました。

障害者の権利に関する条約を国が批准したことを受け、障がい者施策の基本的方向性が「障がい者支援」の視点から「権利擁護」の視点に変わりました。

また、障害者基本法も「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と、目的規定が見直されました。

このことを踏まえ、越前市障がい者計画の視点を、障がい者支援の視点から権利擁護の視点に変え、「障がいのある人もない人もお互いに認め合い、支え合うまちづくりの実現」を基本理念としました。

本計画の基本理念の実現には、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができる社会であることが重要ですが、まだまだその環境や体制が整備されていない部分があったり、障がい福祉サービス等の社会資源が十分でなかったりするなどの課題があります。

そこで、諸課題を解決する仕組みを整備し、障がいのある人が自己選択・自己決定ができるよう、着実に取り組みを進めていきたいと考えています。

本計画の策定に当たっては、当事者や関係団体とのワークショップやアンケート調査を実施し、多くの当事者意見を参考にしましたが、その推進に当たっても、当事者の「なまの声」をしっかりと伺い、現状や課題を把握し、関係機関と連携しながら諸施策を総合的かつ効果的に推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた策定等委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を頂いた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

越前市長 奈良俊幸

目 次

第1章 計画の趣旨

1	計画の位置付け	1
2	計画の種別と期間	1
3	計画に係る関連法等	1
4	これまでの施策の評価	2
5	計画の対象	3
6	計画の策定体制等	3
7	計画の推進に向けて	4
8	SDGsについて	4

第2章 計画の体系

計画の体系	6
-------	---

第3章 主な施策の展開

基本目標1	ともに生きるまちづくり	
施策1	当事者主義の推進	7
施策2	障がいをもととする差別の解消の推進	8
施策3	障がいのある人の権利擁護	10
施策4	虐待の防止のための取組の推進	11
基本目標2	安全・安心な生活のできるまちづくり	
施策1	防災対策の推進	12
施策2	情報アクセシビリティの向上	15
施策3	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	16
基本目標3	障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくり	
施策1	外出・社会参加の推進	17
施策2	福祉サービスの充実	18
施策3	相談体制の充実	19
基本目標4	障がいのある人を生涯支えるまちづくり	
施策1	発達障がいのある人への支援	20

施策2（その1）	キャリア発達支援（就労支援）	22
施策2（その2）	キャリア発達支援（日中活動の確保）	24
施策3	医療的ケア児への支援	25
施策4	インクルーシブ教育の推進	26
用語の解説		28

第6期越前市障がい福祉計画

第2期越前市障がい児福祉計画

第1項	令和5年度における成果目標の設定	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
4	福祉施設から一般就労への移行等	33
5	障がい児支援の提供体制の整備等	
	(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	34
	(2) 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	35
	(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置	35
6	相談支援体制の充実・強化等 総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保	36
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	36
第2項	障がい福祉サービス等に係る 必要量の見込み及びその確保のための方策	
1	訪問系サービス	37
2	日中活動系サービス	39
3	居住系サービス	41
4	相談支援	42
第3項	指定通所支援等の 必要な量の見込み及びその確保のための方策	
	障がい児支援	43
第4項	地域生活支援事業	
1	地域生活支援事業とは	45
2	サービスの概要	45

3	各年度のサービス見込量	47
4	越前市の実施に関する考え方	49

資料編

●	障がいのある人を取り巻く状況	
1	越前市の概況	
(1)	人口・世帯	51
(2)	産業構造	52
2	障がいのある人の数	
(1)	心身に障がいのある人	52
(2)	身体に障がいのある人	53
(3)	知的障がいのある人	54
(4)	精神障がいのある人	55
(5)	難病患者の状況	56
3	障がいのある児童・生徒の就学状況	
(1)	特別支援学級の状況	62
(2)	特別支援学校の状況	63
4	障がいのある人の雇用・就業状況	
(1)	障がいのある人の雇用に関する制度	64
(2)	企業の障がいのある人の雇用状況	64
(3)	企業の障がい者数及び実雇用率の推移	65
(4)	産業別・規模別の雇用状況	66
(5)	障がいのある人の就業状況	67
5	障がいのある人の福祉サービスの利用状況	69
6	就労支援の状況	70
7	障がいのある人の社会参加の状況	70
8	福祉ボランティア活動の状況	71
9	障がいのある人への虐待の状況	71
●	計画策定の経過	72
●	越前市障がい者計画等策定等委員会委員一覧	75
●	ワーキンググループ員一覧	77
●	越前市障がい者計画等の策定等に関する 越前市事業計画策定等委員会設置規則	78

第1章 計画の趣旨



第1章 計画の趣旨

1 計画の位置付け

越前市では、福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画「ともに生きる 福祉でまちづくり」に基づき、地域福祉を推進しています。

個別計画である障がい者計画については、「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築する」という地域福祉計画の理念と仕組みに則り、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生する社会の実現を目指すため、本市の障がい者施策を一体的に推進していくために策定します。

2 計画の種別と期間

(1) 障がい者計画

障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定します。国、県の計画を基本とし、障がい者施策の基本的事項や理念を定めます。

期 間：令和3年度から令和8年度までの6年間

根拠法：障害者基本法

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため基本的事項を定めます。

期 間：令和3年度から令和5年度までの3年間

根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
児童福祉法

3 計画に係る関連法等

<障害者権利条約>

国は、「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定しており、障がい者に関する初めての国際条約です。その内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締結国による報告等、幅広いものとなっています。

※障害者権利条約パンフレット（外務省）より

<様々な国内法の整備>

■障害者基本法の改正（平成23年8月）

「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と目的規定が見直され、障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止等が規定されました。

■「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に名称変更（平成24年6月）

障害者総合支援法では、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が新たに設けられたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加し、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改正し、重度訪問介護の対象を拡大するなど、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備等についての規定が設けられました。

■障害者虐待防止法の成立（平成23年6月）

障がい者を虐待から守るため、障がい者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減等が定められました（平成24年10月施行）。

■障害者優先調達推進法の成立（平成24年6月）

国や地方公共団体等の公的機関が障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注機会を確保するため必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立を促進することを目的としています（平成25年4月施行）。

■障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

官民問わず、障がい者が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指しています（一部を除き平成28年4月施行）。

※法定雇用率（令和3年3月1日以降）

民間企業2.3% 国、地方公共団体等2.6% 都道府県等の教育委員会2.5%

■障害者差別解消法の成立（平成25年6月）

障がいを理由とする差別等を解消するため、国、地方公共団体等や民間事業所による不当な差別的取扱いや合理的配慮をしないことを禁止する措置等を定めています（平成28年4月施行）。

4 これまでの施策の評価

平成27年3月に「障がいのある人が笑顔で生きがいの持てる越前市」を基本理念に「越前市障がい者計画（平成27年度～令和2年度）」を策定し、基本目標「地域で暮らし続けられるまちづくり」「自立と社会参加を支援するまちづくり」「ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり」に基づき施策に取り組んできました。

「地域で暮らし続けられるまちづくり」では、相談支援専門員と連携を取り、地域での生活を支援してきました。また、越前市児童発達支援センターなないろにおいて、ペアレントプログラム講座等を開催し、発達障がいの理解を促進しました。

「自立と社会参加を支援するまちづくり」では、障がい者就労施設等が供給する物品等の優先調達について、令和元年度の実績額が約2,526万円であり、目標額を達成しています。また、ニュースポーツの集いにおいて参加者を広げ、特に令和元年度に開催された北信越ろう者体育大会では積極的に参加を促進しました。

「ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり」では、福祉体験活動を推進しました。令和元年度に、越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例策定に係るワークショップを通して、手話への理解を深め、手話教室等を開催しました。

一方、情報アクセシビリティや障がい者の一般就労の促進体制、障がい理解や障がい者差別解消に係る一般市民への理解の促進が十分ではないという結果です。

5 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病）その他の心身の機能の障がいがある人であって、心身の機能の障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をこの計画の対象とします。

6 計画の策定体制等

障害者権利条約の理念に沿い、障がい者の主体的参画と権利擁護の観点から、計画の策定に当たっては、障がいのある人やその家族等の当事者、障がい者団体等のご意見を踏まえ計画に反映することを基本とし、次の体制等で計画を策定しました。

(1) ワーキンググループの設置

障がいのある人の生活全般に関わる幅広い計画であり、庁内や関係機関との連携も重要であることから、庁内の福祉・保健関係各課の職員はもとより、労働、教育、防災、都市整備、交通等の各所管課の職員や福井県丹南健康福祉センター等の関係機関の職員で構成するワーキンググループを設置しました。

(2) 策定委員会の設置

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある当事者や障がい児当事者保護者、福祉・保健部門、労働、教育、商工関係の方々を委員に選定し「越前市障がい者計画等策定等委員会」を設置しました。アンケート調査やワークショップで頂いた意見等に基づき、ワーキンググループ等で検討した内容について、幅広い委員の積極的な議論により、当事者主義の共生社会を推進するための計画案の策定を目指しました。

(3) ワークショップの実施

当事者の現状と課題、事業者における現状と課題を把握し、計画に反映するため、特別支援学校の生徒、障がい福祉サービスの利用者や支援者、障がい当事者保護者等とのワークショップを計15回開催し、多くの意見を頂きました。

(4) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討している計画の素案について広く意見を求めるため、令和2年12月15日から令和3年1月7日までの期間にわたり、パブリック・コメントを実施した結果、期間中14件の要望・意見がありました。

7 計画の推進に向けて

障がい者施策を推進するため、市の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、市民の理解を得て障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 計画の進行管理

毎年、計画の進捗状況と障がいや施策の現状とを「越前市障がい者計画推進協議会」に報告するとともに、市のホームページに公表します。

(2) 庁内における横断的な推進体制の整備

障がい者施策を効果的に推進するためには、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、就労等の多岐にわたる庁内関係部局が連携して総合的かつ一体的に着実に推進していく必要があります。庁内部局に、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、必要に応じて会議を開催し、総合的な取組を進めます。

(3) 関係機関との推進体制の整備

障がい者施策の推進に当たって、地域、福祉、保健、教育、就労等の各分野との連携を強化し、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取組を進めます。

(4) 障がい者のニーズの把握・反映

障がい者が自己選択・自己決定をできるように、サービスを提供したり施策を展開したりする際には、障がい者当事者の意見を把握し、反映することができるように努めます。また、福祉サービス関連協議体を設置し、市内事業所と情報の共有、交換等を行い、障がい者のニーズの把握に努めます。

(5) 人材の育成・確保及び質の向上

福祉に従事する人材不足が深刻な中、サービスの適正化や質の向上を図るために、県等と連携しながら、福祉サービス関連協議体において研修等を実施し、障がい福祉に関わる専門職員の育成・確保に努めます。

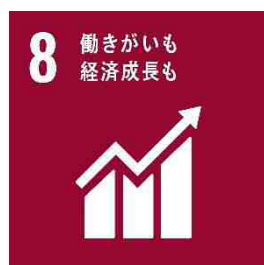
8 SDGs（「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓う持続可能な開発目標）について



国の障害者基本計画（第4次）においては、障害者の権利に関する条約の締約国として、障がい者施策を国際的な協調の下に推進するため、障がい分野における国際的な取組に積極的に参加することなどが基本的考え方とされ、国際的枠組みとの連携の推進として、SDGsの達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進するとされています。

SDGsの17のゴールにおいて、「教育（目標4）」「経済成長と雇用（目標8）」「不平等（目

標10)」「持続可能な都市(目標11)」などに障がいに関するターゲットが示されています。



越前市においては、自治体SDGsの取組を一層推進することにより、本市の地方創生の深化につなげ、「元気な自立都市 越前」のさらなる創造に努めるものとしています。

第2章 計画の体系



計画の体系

基本理念	障がいのある人もない人もお互いに認め合い、支え合うまちづくりの実現
------	-----------------------------------

基本目標	主な施策	
1 ともに生きるまちづくり	共生社会についての市民理解の促進	
	(1)	当事者主義の推進
	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進
	(3)	障がいのある人の権利擁護
	(4)	虐待の防止のための取組の推進
2 安全・安心な生活のできるまちづくり	安全・安心な生活のための環境整備	
	(1)	防災対策の推進
	(2)	情報アクセシビリティの向上
	(3)	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
3 障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくり	自立した生活・自己実現のための環境整備	
	(1)	外出・社会参加の推進
	(2)	福祉サービスの充実
	(3)	相談体制の充実
4 障がいのある人を生涯支えるまちづくり	ライフステージに応じた環境整備	
	(1)	発達障がいのある人への支援
	(2)	キャリア発達支援(就労支援・日中活動の確保)
	(3)	医療的ケア児への支援
	(4)	インクルーシブ教育の推進

第3章 主な施策の展開



基本目標1 ともに生きるまちづくり

福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画の理念「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築する」にのっとり、障がい者施策を推進します。

推進するに当たり、我が国も批准している障害者権利条約の考え方、そして、アンケート調査及びワークショップ並びに策定等委員会が出された「障がいがあっても、地域で当たり前のように暮らすことができるように」の考え方を実現することができるよう、大前提となる権利擁護の視点の施策を展開します。

施策1 当事者主義の推進

【基本的考え方】

国連で採択された障害者権利条約をつくるための話し合いには、障がい者団体も参加しました。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方が大事にされたからです。

今回策定した障がい者計画においても、策定等委員会に当事者が参画するとともに、当事者へのワークショップを開催しました。それらの意見を集約し、計画に反映しています。

障がい者当事者の「なまの声」から、現状や事実を把握することができ、そこから必要な施策が見いだせると考えます。

越前市は、今後も、障がい者に係る政策に、障がい者当事者が積極的に参画し、その意見を反映することができるよう推進します。

具体的施策(1) 障がい者計画等政策に当事者の意見を反映させる仕組み

- ①策定等委員会等への当事者の参画を推進するとともに、合理的配慮について整備します。
- ②障がい者団体（当事者保護者団体を含む。）や福祉サービス利用者、事業所等の意見を集約し、反映させるために、ワークショップや市政出前講座を開催します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
策定等委員会における当事者（当事者保護者を含む。）の参画	委員として5人 （委員総数の1／3）	委員として5人 （委員総数の1／3）
当事者（当事者保護者を含む。）を講師とした講習会等の開催	—	10回

施策2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、ソフト面でもハード面でも差別を感じている人が多くいました。

特に、障がいのある人の家族からは、ご近所やスーパー、娯楽施設での理解が得にくく、行動を制限されているとの意見が多くありました。

市民が障がいについての理解を深めることができるよう、障がいのある人への差別解消に向けた取組を推進し、合理的配慮の提供が確保でき、また、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。

具体的施策(1) 市民が障がい、合理的配慮及び障がいのある人への差別の解消についての理解を深めるための取組

①地区福祉ネットワーク（※1）を活用し、情報提供及び研修を行います。

※1 地区福祉ネットワークとは

小学校区ごとに、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、自治振興会関係部員等が集まり、地区における地域福祉の課題について話し合ったり、情報交換したりする場

②市政出前講座の利用を促進します（小中学校、公民館、町内、**事業所等**）。

③研修会の際には、障がい者当事者（当事者保護者を含む。）を講師として選定するなど、当事者の思いが伝わるような工夫をします。

④福祉事業所による地域の子どもたちを対象とした福祉教育、体験交流会等の実施を促進します。

具体的施策(2) 相談体制の整備

①市障害者差別解消支援地域協議会を充実し、必要に応じて県障害者差別解消支援協議会（※2）と連携して対応します。

※2 障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第21条第3項第1号に「福井県障害者差別解消支援協議会は、障がいを理由とする差別に該当する事案について、あっせん（相談者と対象の事業者との間に入り、話し合いにより解決を目指す手続）を行うこと」が規定されています。

②県が制定した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を周知するとともに、市社会福祉課内に設置している障がい者差別相談窓口において、差別に関する様々な相談に応じます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
地区福祉ネットワーク研修	—	17地区（全地区）

施策3 障がいのある人の権利擁護

【基本的考え方】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るには、自己選択・自己決定できる環境が必要です。

アンケート調査の結果やワークショップでは、「施設や家から外出したくても、活用できる社会資源がない」「地域の中で一人の市民としてみんなと対等に当たり前に生きていきたい」という意見が多くありました。

可能な限り本人が自己決定できるよう、身近なところで相談支援を受けることができる体制が重要です。そのために、家庭、学校、事業所、相談支援機関その他関係機関が連携し、支援します。

具体的施策(1) 障がい者当事者の自己選択・自己決定への支援

①障がい者当事者が自己選択・自己決定できるよう、福祉サービス事業者や相談支援専門員、関係機関における支援者の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を開催します。あわせて、障がい者当事者に権利擁護の情報提供を行います。

②家族・関係機関の理解を促進するよう、情報提供や学習会を開催します。

具体的施策(2) 成年後見の利用促進

①不動産や預貯金などの財産を管理したり、施設入所に関する契約を締結したりするのに、知的障がいや精神障がいなどの理由により判断能力の不十分な人を保護し、支援する成年後見制度の周知に努めます。

②公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福井県支部（※3）や他の専門機関と連携し、市職員や社会福祉協議会職員の質の向上に努めます。

※3 公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福井県支部とは
成年後見制度に関する相談の受付や成年後見人等を依頼できる司法書士の紹介などを行う機関

③成年後見の専門機関の在り方について検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業)	—	協議体を設置

施策4 虐待の防止のための取組の推進

【基本的考え方】

障がいのある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、「何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない」という障害者虐待防止法の趣旨の下、虐待防止のための取組を行うことが重要です。

アンケート調査の結果やワークショップでは、虐待をしている人や、虐待を受けている人に自覚がない傾向があるという意見がありました。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が自身の障がいの特性から虐待であると認識していないこともあるため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を強化し、虐待防止の取組を推進します。

具体的施策(1) 障がい者虐待未然防止の取組の推進

- ①障がい者福祉施設従事者等に対し、使用者による障がい者虐待防止に係る取組を促進します。市が実施する法人監査や事業監査において、虐待防止に向けた体制や研修等の取組について助言します。
- ②養育者が「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を行っている場合もあるため、虐待防止の啓発を行います。

具体的施策(2) 障がい者虐待防止センターの機能充実

- ①虐待対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障がい者や養護者等に対する支援を開始することが重要であるため、関係機関とのネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ②虐待事案を発見した際に適切な対応ができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。
- ③県等が主催する研修会を積極的に受講するなどし、相談支援者の質の向上に努めます。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
社会福祉法人及び指定特定相談支援事業所の指導監査での確認及び助言の実施	—	100%

基本目標 2 安全・安心な生活のできるまちづくり

障害者権利条約が採用している「社会モデル」の考え方に即して、社会的障壁（障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等）の除去を進めることにより、障がいのある人の社会参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら、安全に安心して生活できるよう目指します。

障がいのある人がそれぞれの地域で暮らしていくことができるよう、防災対策推進の観点に特に力点を置いて取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことが重要であることから、情報アクセシビリティの向上やユニバーサル社会の実現に向けて取り組んでいきます。

施策 1 防災対策の推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果では、災害に備え特に何も準備していないという回答が 43.3%、防災訓練に参加したことがないという回答が 47.1%でした。一方で、防災訓練に参加した人の 67.0%が役に立ったと回答しています。

また、ワークショップでは、「障がい特性に配慮した情報伝達をしてほしい」「避難所での生活における障がい特性に配慮したコミュニケーション支援等が必要だ」という意見がありました。

さらに、災害時の対応をスムーズにするためには、ご近所付き合いをはじめ、町内の納涼祭や地区の運動会への参加など、まずは日頃からの関係づくりが大切だという意見も多くありました。

地域で安全に安心して暮らせるよう、多様な主体がつながり、互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めながら、防災対策を推進します。

具体的施策(1) 防災対策の充実

- ①多様な特性に対する地域住民等の理解を促進するため、障がい者当事者を講師とした講習会等の開催などに取り組みます。こうした取組により、「顔の見える関係づくり」を進め、障がいのある人も町内や地区のイベントに積極的に参加することができる環境づくりを促します。

②体験型の防災訓練の実施に努めるとともに、障がいのある人や支援者の防災意識が高まるよう、また、要支援者支援についての住民の理解が深まるよう、地域の防災訓練への参加を促進します。

③事業所における「独自の防災対策」「災害発生時から業務復旧までの独自の計画の整備」の取組を更に促進します。

具体的施策(2) 災害発生時における障がい特性に配慮した支援

①防災行政無線やケーブルテレビ(字幕による情報を含む。)、ウェブやメールなど、様々な情報伝達手段を活用し、障がいの特性に応じた迅速な情報提供に努めます。

②避難所において、障がい特性に応じた支援や合理的配慮ができる環境を整備します。配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせることで援助を得やすくなるよう、ヘルプマークの取組の普及を図るとともに、避難所においては、特性があるという事情を理解してもらうための手段(聴覚障がいのある人が「耳が聞こえません」と表示したバンダナを巻くなど)を講じていきます。

③社会福祉施設等との協定により、福祉避難所(広域避難場所での生活が困難な人で特別な配慮を要する人でも避難生活を送ることができる場)の確保や充実に取り組みます。

④福祉避難所は、施設の被害や受入可能状況を確認した上で受入れ・支援を行うため、原則として直接の避難はできないことから、広域避難場所における要配慮者やその家族に対する福祉避難スペースの確保にできる限り努めます。

⑤音声によらない119番通報について、消防本部と共に取組を推進します。

具体的施策(3) 避難行動要支援者への支援体制の整備

①自主防災組織リーダー育成研修会や市政出前講座の中で、区長や自主防災組織員、民生委員等に避難行動要支援者の支援体制づくりの重要性を周知します。また、各町内の協力を得て、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づく避難行動要支援者の登録の推進等に取り組みます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
当事者（当事者保護者を含む。） を講師とした講習会等（防災及 び災害対策を題目に含むもの） の開催 【再掲：基本目標1施策1】	—	10回
障がいのある人や支援者が参加 する地域の防災訓練の開催	—	3回
ヘルプマークの取組の普及を図 るための広報	—	10回

施策2 情報アクセシビリティの向上

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、情報アクセシビリティや意思疎通（コミュニケーション）について、「障がいに応じた対応が不十分」「社会活動に参加する際、コミュニケーション面で断念する」「障がいのない者に対して、障がいに応じた対応方法などの情報提供が少ない」などの意見がありました。

多様な障がい特性のある人々が地域で生活していくため、情報アクセシビリティ向上及び意思疎通（コミュニケーション）支援の充実を図ります。

具体的施策(1) アクセシビリティ環境の整備

- ①条例を制定し、障がいの特性に応じた手段による情報取得とコミュニケーション手段の選択及び利用機会が確保される環境整備に努めます。
- ②市政情報において、字幕、音声等の適切な活用や、「障がい者福祉・社会参加のしおり」等において、必要な情報を分かりやすく提供することに努めるなど、多様な障がい特性に応じた配慮を行います。

具体的施策(2) 情報発信・コミュニケーション手段の充実

- ①障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用可能にするための合理的配慮を行うとともに、手話奉仕員、音訳ボランティア、点訳奉仕員、ガイドヘルパー等の支援人材の養成・確保に努めます。
- ②障がいのある人に対する理解促進のため、市民や事業者に対して、市広報、ホームページ、情報ナビ等のメディア発信、市政出前講座の実施等による情報提供を行います。市政出前講座等の研修会開催時には、障がい者当事者（当事者保護者を含む。）を講師とする等、当事者からの情報発信の機会を検討し、障がいのない者の理解を促進します。

具体的施策(3) 情報発信・コミュニケーション手段の工夫

- ①障がいのある人の特性に応じ、情報を分かりやすく伝えられるような工夫をします。また、必要とする情報について、障がい者当事者や関係者の意見を聴く会議を開催します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
障がいのある人や関係者の意見を聴くための会議	—	会議開催

施策3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「施設が利用しにくい」「外出したいけれど移動手段がない」などの意見がありました。

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人を含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

市の公共施設については、誰もが安全に、快適に利用できるよう改善検討を行うとともに、民間施設等については、障がいのある人のニーズに合わせた改善の協力を求める必要があります。また、日常生活に必要な道路環境の整備や交通手段を確保することが重要です。

具体的施策(1) 公共施設等環境整備

- ①誰もが安心して利用できる環境となるよう、段差のないゆとりある歩道の整備や計画的な道路整備をユニバーサルデザインの視点により推進します。
- ②市の公共施設について、多目的トイレやスロープの設置など、**障がい者当事者の意見を聴いた上で**、バリアフリー改修やユニバーサルデザインの視点に立った整備を推進します。また、民間施設等については、障がいのある人のニーズに合わせた改善協力を求めます。

具体的施策(2) 交通・移動環境の整備

- ①公共交通機関のバリアフリー化や安全な通行の支障となる迷惑駐車・放置自転車をなくすための啓発などの心のバリアフリー化を推進します。
- ②誰もが安全に、快適に利用できるよう、必要に応じて、出入口等の段差解消、音響式信号機やバス停場所の工夫などを関係機関等に求めます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
社会福祉事業所の新築・改修時のユニバーサルデザイン協力依頼	—	実施
主要路線の歩道整備延長	119.1km	120.0km

※国の障害者基本計画によれば、バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。

基本目標3 障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会に向けた第一歩は、障がいのある人が望む場所でいきいきと暮らせることであると考えます。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、それぞれの能力を十分に発揮し、自分らしく生活することができるよう、外出・社会参加を推進し、福祉サービスや相談体制を充実する施策を展開します。

また、障がいのある人が安心して外出できるようにするためには、公共交通手段や移動支援等のサービスを確保することも大きな課題です。

施策1 外出・社会参加の推進

【基本的考え方】

ワークショップでは、「障がいを理解してもらえず、施設の利用や余暇イベント等の参加がしにくい」「障がい特性により意思疎通ができない」「困ったときに利用できるサービスがない」「外に出たいけれど、移動手段がない」などの意見がありました。

アンケート調査の結果では、外出の際のヘルパー制度について知らないとの回答が43.1%、公共交通機関を利用しづらいとの回答が17.9%でした。

移動手段のバリアフリー化、移動支援・手話通訳サービスの充実等を推進します。

具体的施策(1) 外出・社会参加の推進

- ①障がいのある人が安心して外出し、社会参加できるよう、福祉サービスやボランティア（パートナー）、手話通訳等の社会資源の充実に努めます。
- ②障がいのある人が安心して参加できるスポーツ教室等を開催します。
- ③市民バスや福祉バスの低床型バスの導入や駅のバリアフリー化を推進します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
地区福祉ネットワーク研修 （障がい特性理解） 【再掲：基本目標1 施策2】	—	17地区
障がい者スポーツ大会参加者数	153人（令和元年度）	150人以上を維持
手話通訳者数	4人	6人

施策2 福祉サービスの充実

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「どのようなサービスを利用すればいいのかわからない」「利用したいサービスがない」「サービスを利用したくても受入先がない」などの意見が多くありました。

また、介助を受けていない人は41.7%でしたが、介助を受けている人のうち、主な介助者が家族である人は35.4%であり、家族が介助できなくなった場合は病院や施設に入ると回答した人が39.5%でした。

障がいのある人が一人一人に合ったサービスを利用できるよう、そして、福祉サービスを利用し自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実に努めます。

具体的施策(1) 福祉サービスや社会資源の充実

- ①障がいのある人がニーズに合った福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス事業所と協力し、サービスの充実に努めます。
- ②不足している福祉サービスの担い手の開拓に努めます。
- ③福祉サービス事業所と会議の場を設置し、必要な福祉サービスや社会資源について検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置

施策3 相談体制の充実

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、障がいのある人やその家族が日常生活において様々な不安を抱えていることが分かりました。

また、高校生以下の障がいのある人の保護者の中には、福祉サービス制度について知らない人が多く、子どもの将来に不安を抱えている人が多くいることが分かりました。

地域で安心して生活するに当たり、障がいのある人やその保護者の不安を少しでも取り除くことが重要です。

障がいのある人に必要な情報が適宜提供できるよう、福祉サービスに関わる職員の質の向上に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

具体的施策(1) 相談支援事業所等における人材育成

- ①障がいのある人やその家族からの相談に、気軽に、そして専門的なアドバイスができるには、専門性を高めることが重要です。相談支援従事者等の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を開催します。

具体的施策(2) 見通しが持てるような福祉サービスの情報提供

- ①学校等と協力して、将来利用する可能性のある福祉サービスについて情報提供を行います。
- ②ウェブページなど、広報媒体を工夫し情報提供します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置

基本目標4 障がいのある人を生涯支えるまちづくり

障がいのある人が地域で生活するに当たり、地域住民が障がい特性を理解することや、その家族、関わる人たち、関係機関等による個々に応じた支援が一貫して継続的に行われることが重要です。

また、障がいのある人が自身の特性について自己理解できることも重要です。

そのために、障がいのある人自身やその家族が支援を受けたり、相談できたりする場や支援をつなげる仕組みが必要であると考えます。

多くの時間を過ごすことになる学校や就労の場、そして、専門の相談機関が、障がいのある人への支援を充実し、生涯支えることができるよう施策を展開します。

施策1 発達障がいのある人への支援

【基本的考え方】

ワークショップでは、「親自身が障がいを受け入れられず苦しかった」「つらいことばかり言われ見通しが持てず、子育て不安になった」という意見がありました。

また、「発達障がいは外見では分かりにくく、周りの人からわがまま、しつけができていないなどと誤解されることもあり、つらかった」という意見もありました。

さらに、「どこに何を相談すればいいのかわからなかった」「子ども自身が相談する場所があるとよい」「先輩ママや障がいのある子どもを持つ保護者同士の仲間づくりができる場所があるとよい」という相談場所に関する意見もありました。

「特に義務教育卒業後は、相談場所や療育を受けられる場所が少なくなり、進学や就職の見通しが持てず、不安になる」という意見もありました。

学齢期については、児童発達支援センターなないろを地域の中核的な支援拠点とし、機能を充実していきます。

義務教育卒業後については、相談支援機関が少ないのが現状であり、今後の検討課題とします。県発達障害児者支援センターにつなげ、支援が継続できるよう努めます。

具体的施策(1) 支援をつなげる仕組みづくり

- ①乳幼児期から学校教育、就労までライフステージが移行しても支援がつながるよう、子育てファイルふくいっ子（※4）を活用します。

※4 子育てファイルふくいっ子

子どもの状態を可視化し、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するための福井県方式の支援ツール

- ②保育園等、幼稚園、学校等、医療、福祉等の関係機関が連携し、子育てファイルふくいっ子も活用しながら、必要に応じて個別ケース会議を開催し、支援します。
- ③児童発達支援センターなどいろいろの関係機関調整機能の役割を強化します。

具体的施策(2) 情報提供及び相談体制の充実

- ①学校と市とが連携し、先の見通しが持てるよう必要な情報の適宜提供に努めます。
- ②保護者の学習会や交流会を開催するなど、情報提供や相談対応について充実します。
- ③発達障がいのある人自身が相談できるよう、相談機関の工夫をします。

具体的施策(3) 義務教育卒業後の支援

- ①県内の専門機関である、県発達障害児者支援センターと連携し対応します。
- ②支援を一貫して継続的につなげるために、関係機関の連絡会を開催し、連携しやすいしくみを検討します。

数値目標

指 標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
福祉サービス関連協議体の設置 (越前市相談支援機関強化事業) 【再掲：基本目標1 施策3】	—	協議体を設置
庁内連絡会の開催	—	会議を開催

施策2（その1） キャリア発達（※5）支援（就労支援）

※5 キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」といいます。

（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「障がいのある人は、就労をする上で、障がいを理解されていない、考慮されていないと感じている」という意見がありました。

一方で、障がいのある人の中には、「この事業所に入れてよかった」「就労することが生きがいである」という意見が多くありました。

事業所からは、「様々な工夫を行っているものの、その工夫や経験、課題などの情報を共有する場がなく、政策を実現するための場がない」という意見がありました。

また、一般企業からは、「障がいのある人の受入れについて、ハード面、ソフト面それぞれに課題があり、就労支援を行う上での情報提供をしていただきたい」という意見がありました。

障がいのある人が希望や能力に応じて、職業を通じた社会参加を達成できるような取組を推進します。

具体的施策(1) 越前市内の事業所が情報交換や研修をできる場の設定

- ①事業所ごとの工夫や経験などをそれぞれ共有し、事業所の質の向上を図るため、関係機関の情報交換会や研修会を開催します。

具体的施策(2) 越前市内の事業所が現場で感じる課題を解決するための検討会の設定

- ①丹南地区自立支援協議会を活用し、市内事業所にとどまらず、丹南地域の関係機関のつながりを拡充するとともに、それぞれの現場で上がっている課題を共有し、解決するための検討会を開催します。

具体的施策(3) 一般企業及び事業所への市政出前講座の実施

- ①一般企業や事業所に対して、障がい者雇用に関する情報や課題の解決事例などを提供するために市政出前講座を実施します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
事業所の情報交換会、研修会	—	10回
事業所の課題解決検討会	—	5回

施策2（その2） キャリア発達支援（日中活動の確保）

【基本的考え方】

アンケート調査の結果やワークショップでは、「障がいのある人のできることをするための居場所、移動手段・支援などを、受け入れる体制が乏しいことから選択できないことがある」「そもそも居場所などの情報を知らない」「どこに相談していいのかわからない」という意見がありました。

また、障がいのある人が今後介助を必要とした際に、家族や施設・病院の職員、ヘルパーに助けを求めようと考えていることが分かったものの、家族からは親亡き後の生活などの将来的な不安の意見も上がりました。

障がいのある人やその家族が安心・安全・安定した生活を送るための取組を推進します。また、障がいのある人とその家族に合った障がい福祉サービスの調整ができる取組を推進します。

具体的施策(1) 越前市内の相談体制の充実

- ①市役所、相談支援事業所、委託相談支援事業所などの役割分担を明確にした上で、関係機関と情報共有及び援助方針の確認を行っていきます。障がいのある人に合ったサービスを提供できるよう取り組みます。
- ②障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう相談体制の充実を図ります。
- ③基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。

具体的施策(2) 居場所づくり

- ①障がいのある人とその家族が、共生社会の中で安心・安全・安定した生活を送るために、地域活動支援センターの充実を図ります。
- ②障がいのある人が自分の希望するイベントや施設を差別されることなく利用できるよう働きかけます。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
基幹相談支援センター	—	設置

施策3 医療的ケア児への支援

【基本的考え方】

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものことを医療的ケア児と呼んでいます。在宅で生活している医療的ケア児は、年々増加傾向にあります。

地域において医療や福祉サービス、教育を受けられる場が少しずつ増えてはいますが、まだまだ受入体制が整わないのが現状です。

医療的ケア児が地域で豊かに生活できるよう、支援をつないだり、地域の社会資源を活用したりするに当たって、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携し、チームで対応する仕組みが重要です。

個別ケース会議や関係機関との協議の場を活用し、医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら、医療的ケア児の育ちの保障ができるよう支援に努めます。

具体的施策(1) 医療的ケア児への支援

- ①県が開催する医療的ケア児コーディネーター育成の研修受講を勧め、コーディネーターの配置を目指します。
- ②在宅支援体制の構築にむけて、必要な医療、保健、福祉、教育を一体的に提供できるように、関係機関の協議の場を設けます。
- ③学校等の利用を希望する医療的ケア児が安心して生活できるよう、看護師等の配置に努めます。

施策4 インクルーシブ教育の推進

【基本的考え方】

障がいのある子どもの保護者とのワークショップでは、「学校内の相談窓口が分からない」「進級・進学で支援が繋がらない」「クラスメイトや先生になかなか発達特性を理解してもらえない」「進学の情報が少ない」などの意見が多くありました。

文部科学省では、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指しています。

インクルーシブ教育とは、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の学校で学べることを目指すことをいいます。

越前市においても、教育振興ビジョンに則り、インクルーシブ教育を推進します。

具体的施策(1) 就学指導・支援の充実

- ①教育支援委員会と各学校・関係機関との連携を一層深める中で就学指導を行います。
- ②校内委員会を核としてケース会議などを開催し、教職員の共通理解を深め全校的な支援体制を充実します。

具体的施策(2) 一貫性のある支援体制の推進

- ①児童生徒の実態や保護者の要望を把握するとともに、就学前幼児の療育支援機関・保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ・小学校・中学校の連携のもとで子育てファイルふくいっ子（個別の支援計画）の作成を進め、計画に基づいた一貫性のある教育を行います。

具体的施策(3) 人員の配置と専門性の向上

- ①一人一人の障がいやインクルーシブ教育に対応するために、障がいに応じた適切な教育環境の整備及び教育補助員の配置を行い、県や市の関係機関などとの連携を図りながら、該当児童生徒への支援を行います。
- ②特別支援教育コーディネーターの活用及び教員の専門性の向上を図ります。

具体的施策(4) 交流活動の推進

- ①特別支援学級の児童生徒と通常の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

- ②特別支援学校に在籍している児童生徒の居住校区の小中学校との交流活動や同じ中学校区内の小中学校の特別支援学級同士の交流活動を推進します。

数値目標

指 標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
特別支援コーディネーター研修会の開催	2回	2回を維持

用語の解説

あ行

アクセシビリティ

障がい者をはじめ、あらゆるユーザーが機器やサービスを不自由なく利用できること。

医療的ケア児（25 ページに説明あり）

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

インクルーシブ教育（26 ページに説明あり）

障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の学校で学べることを目指すこと。

ウェブ

インターネット上で提供されている文字・画像・動画などの情報を関連付けて、結びつけるシステム。

音訳ボランティア

本、雑誌、新聞、その他の文章を晴眼者（目の見える人）が視力に障がいを持った人たちの目の代わりに朗読するもの。

か行

ガイドヘルパー

障がいのある人の自立と積極的な社会参加を助けるために、外出時の移動を介助する人。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

キャリア発達（22 ページに説明あり）

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

県障害者差別解消支援協議会（8 ページに説明あり）

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例第 21 条第 3 項第 1 号に「福井県障害者差別解消支援協議会は、障がいを理由とする差別に該当する事案について、あっせん（相談と対象の事業者との間に入り、話し合いにより解決を目指す手続）を行うこと」が規定されています。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを意思表示することが困難な障がいがある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が他の人との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(障害者権利条約第2条)

子育てファイルふくいっ子 (21 ページに説明あり)

子どもの状態を可視化し、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するための福井県方式の支援ツール。

さ行

市政出前講座

市職員が市民のところに出向き、希望に応じて市の施策や制度などを説明するもの。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子ども。

手話通訳者

都道府県が認定した全国手話通訳センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格し、都道府県に手話通訳を行う者として認定された者。ほかに、手話通訳士がおり、厚生労働省が委託している手話通訳技能認定試験に合格し、厚生労働省が手話通訳を行う者として認定した資格をもつ者をいう。

手話奉仕員

聴覚障がい者と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を習得することにより、社会参加を助ける担い手として、手話によるコミュニケーション支援を行うボランティア。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業と生活の支援を一緒に行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職・職場定着への支援を行うとともに、日常生活等に関する助言を行

います。

障害者権利条約が採用している「社会モデル」

「障害」は障害者の「障害」ではなく、社会が作り出したものという考え方。

情報アクセシビリティ

障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやウェブページ等の情報資源を不自由なく利用できること。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の権利や財産を保護するための制度。

た行

地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム。

地区福祉ネットワーク（8ページに説明あり）

小学校区ごとに、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、自治振興会関係部員等が集まり、地区における地域福祉の課題について話し合ったり、情報交換したりする場。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口としてコーディネーター的な役割を担う者。

は行

発達障がい

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

バリアフリー（16 ページに説明あり）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者避難支援計画

地震や風水害などの災害の発生に備えるため、災害時に自分一人で避難することが困難で、町内での支援が必要な高齢者や障害のある（避難行動要支援者）の情報を集約した名簿を作成し、災害時の避難支援をより確実なものとするため、名簿情報を提供することに同意された方について、一人一人の緊急時の連絡先や支援者の情報、具体的な避難支援の方法等を一目で把握できるようにまとめた個別支援計画。

ヘルプマーク

聴覚障がいをもおつ方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の方に対して配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたもの。



や行

ユニバーサルデザイン（16 ページに説明あり）

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境をつくろうという考え方。

要約筆記奉仕員

主に手話によるコミュニケーション手段を持たない中途失聴者や難聴者のために音声言語を文字化して伝えるなど、文字による情報提供やコミュニケーション支援を行うボランティア。ほかに、都道府県が認定した全国手話通訳センターが実施する手話通訳者全国統一試験に合格し、要約筆記を行う者として都道府県に認定された要約筆記者がいる。

ら行

療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を身につけ、社会性を発揮させる援助などを行う。

第6期越前市障がい福祉計画
第2期越前市障がい児福祉計画



第6期越前市障がい福祉計画及び第2期越前市障がい児福祉計画

(令和3年度から令和5年度まで)

第1項 令和5年度における成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【越前市の考え方】

施設入所者の地域生活への移行については、自宅で家族と生活すること、アパート等で一人暮らしをすること又はグループホーム等で共同生活をする事が考えられます。

現状としては、施設入所者自身の高齢化や重度化により地域移行の対象者になりにくい状況、施設入所希望待機者が多くいる状況及び地域移行のための環境整備が進んでいない状況があります。

国の基本指針では、令和5年度末までに、施設入所者について、令和元年度末時点の数の6%パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、その数を令和元年度末時点の数から1.6%以上削減することを基本とすることが示されています。

地域で生活することができるよう環境整備を推進していきますが、障がいのある人の高齢化、重度化等の現状を踏まえ、施設入所の選択肢をとどめておく必要もあり、越前市における目標は「施設入所者が定員を超えない（施設入所者数維持）」とします。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
地域生活移行者数 1人	地域生活移行者数 2人	定員を超えない（維持）
施設入所者数 147人	施設入所者数 147人	定員を超えない（維持）

【用語解説】

グループホーム（共同生活援助）

グループホーム（共同生活援助）では、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の援助を行います。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【越前市の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念を踏まえ、県が設置する圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場に参画し、県丹南健康福祉センターと連携しながら、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

【用語解説】

地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者が、住み慣れた地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されたシステム。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【越前市の考え方】

障がいのある人が安心して自立した暮らしを送ることができるよう支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点を整備しました。しかしながら、広報が不十分な点もあり、活用されていない状況です。その機能が発揮されるよう働きかけます。

【成果目標】 実施事業者：社会福祉法人ふくい福祉事業団 若越みどりの村

令和元年度末	令和5年度末	考え方
—	運用状況の検証及び検討を実施	検証及び検討を実施

4 福祉施設から一般就労への移行等

【越前市の考え方】

就労定着支援事業は、平成30年から始まった事業であり、認知度も低く、取り組んでいる事業所も少なく、県内で実施している事業所が福井市に2か所しかないという状況です。従って、就労定着支援事業の利用が困難な状況です。

しかしながら、就労定着は重要であるため、就労移行支援事業、就労定着支援事業、障害者就業・生活支援センター等それぞれの役割分担を明確にし、連携しながら就労の定着率アップを目指します。

また、就労定着支援事業については、実態を把握し、課題を整理した上で、実施事業所について開拓し、利用促進を図ります。さらに、障害者就業・生活支援センターの設置を目指します。

【成果目標】

	令和元年度末	令和5年度末	考え方
一般就労への移行実績	9人	11人	1.27倍
一般就労への移行実績（就労移行支援事業）	2人	2人	1.30倍
一般就労への移行実績（就労継続支援A型事業）	3人	4人	1.26倍
一般就労への移行実績（就労継続支援B型事業）	4人	5人	1.23倍
一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	就労定着支援事業を実施する事業所がないことから、実施事業所の開拓に努めます。		
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。			

【用語解説】

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業と生活の支援を一緒に行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職・職場定着への支援を行うとともに、日常生活等に関する助言を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【越前市の考え方】

本市では、平成25年度から児童発達支援センターなないろを設置しています。地域の中核的な支援機関として、発達の特性の気づきの段階から対応を実施し、及び保育所等訪問支援を実施しています。

今後も、児童発達支援センターなないろを中核として、これらの機能を充実していきます。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
児童発達支援センター 1か所 保育所等訪問支援 実施	児童発達支援センター 1か所 保育所等訪問支援 実施	設置等の確保

【用語解説】

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【越前市の考え方】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、看護師等の人員配置等に係る設置基準が厳しく、事業所が事業を実施するにはハードルが高い事業です。

実態を把握し、課題を整理した上で、実施事業所について開拓していきます。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
実施事業所 無	実施事業所 1か所	事業所開拓

【用語解説】

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子ども。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【越前市の考え方】

医療的ケア児支援については、現在、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の機関が連携し、個別ケース等の協議の場を設置し、協議しながら対応しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、県が開催する研修受講を勧め、コーディネーター配置を目指します。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
協議の場の設置 有	協議の場の設置 有	継続
コーディネーターの配置 無	コーディネーターの配置 1人	配置を目指す。

【用語解説】

医療的ケア児

日常生活の中でたんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援を実施する体制の確保

【越前市の考え方】

障がいのある人やその家族の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関が重要であると考えます。現在、越前市には基幹相談支援センターが設置されていないことから、障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う体制の整備を目指します。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
基幹相談支援センターの設置 無	基幹相談支援センターの設置 1か所	設置に向けて検討

【用語解説】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【越前市の考え方】

障がい福祉サービス等を利用するに当たって、障がい者当事者ができる限り自己決定できるように、相談支援者の質の向上が求められています。

また、障がい者当事者が地域の中で一人の市民として、みんなと対等に当たり前に生きていくことができるようにする支援が、障がい福祉サービス事業者にも求められています。しかしながら、サービスの担い手、実施事業所等の受け皿が不足しており、障がい者当事者が十分に自己選択・自己決定できる状況にないのが現状です。

福祉サービス関連協議体を設置し、研修会、情報交換会等を開催し、障がい福祉サービスの担い手の確保や質の向上を目指します。

【成果目標】

令和元年度末	令和5年度末	考え方
福祉サービス関連協議体の設置 無	福祉サービス関連協議体の設置 有	設置

第2項 障がい福祉サービス等に係る必要量の見込み及びその確保のための方策

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況を勘案し、適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

平成30年度から令和2年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービス利用を勘案し、必要量を見込みました。

1 訪問系サービス

【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
居宅介護	870.5 時間分 (63人)	640.0 時間分 (52人)	682.0 時間分 (53人)	688.0 時間分 (55人)	802.0 時間分 (58人)	867.0 時間分 (60人)
重度訪問介護	1,207.0 時間分 (3人)	1,061.0 時間分 (2人)	1,080.0 時間分 (3人)	1,100.0 時間分 (3人)	1,200.0 時間分 (4人)	1,300.0 時間分 (4人)
行動援護	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	7.0 時間分 (1人)	10.0 時間分 (2人)	20.0 時間分 (2人)	30.0 時間分 (2人)
同行援護	115.5 時間分 (7人)	143.0 時間分 (9人)	145.0 時間分 (9人)	155.0 時間分 (10人)	180.0 時間分 (11人)	200.0 時間分 (12人)
重度障がい者等包括支援	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	0.0 時間分 (0人)	7.0 時間分 (1人)	14.0 時間分 (1人)	21.0 時間分 (1人)

【課題及び見込量確保のための方策】

居宅介護は、障がいのある人の高齢化による介護保険サービスの訪問介護を利用するケースの増加、施設入所者の増加などから、サービスの利用量は減少傾向が続いています。

重度訪問介護は、長時間にわたる重度訪問介護の利用が増加しています。

同行援護は、介護保険サービスにはないサービスであり、高齢者の利用が増加しています。一方で、行動援護の利用は、減少しています。また、アンケート調査の結果では、移動支援事業について、「制度を知らない」と回答した割合が43.1%と最も高くなっています。

いずれの事業についても、ヘルパー等の不足により利用調整が困難な状況であることが課題です。

以上の課題を踏まえ、サービスの担い手の確保のため、事業者の参入を促進するとともに、近隣自治体との広域的な調整によるサービス事業者の確保に努めます。また、サービス利用者にサービス内容について丁寧に情報提供し、サービス利用者が自己実現できるよう努めます。

(注1) 単位の「時間分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用時間

(注2) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注3) 単位の「人」は、月間の利用人数

【各種類の説明】

居住介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または知的障がい者・精神障がい者で行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人の家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護及び外出時における移動中の介護を行います。

行動援護

障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報を提供するとともに、ヘルパーを派遣し外出時における移動、排せつ・食事等の援助を行います。

重度障がい者等包括支援

重度障がいにより常時介護を必要とし、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

2 日中活動系サービス

【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
生活介護	4,493人日分 (215人)	4,682人日分 (226人)	4,554人日分 (220人)	4,645人日分 (224人)	4,704人日分 (228人)	4,739人日分 (232人)
自立訓練 (機能訓練)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	8人日分 (1人)	16人日分 (2人)	16人日分 (2人)
自立訓練 (生活訓練)	349人日分 (20人)	405人日分 (22人)	350人日分 (24人)	390人日分 (26人)	420人日分 (28人)	450人日分 (30人)
就労移行 支援	406人日分 (21人)	389人日分 (20人)	288人日分 (18人)	380人日分 (20人)	396人日分 (22人)	432人日分 (24人)
就労継続 支援A型	3,066人日分 (144人)	3,064人日分 (147人)	2,920人日分 (146人)	3,020人日分 (151人)	3,120人日分 (156人)	3,220人日分 (161人)
就労継続 支援B型	4,605人日分 (235人)	4,813人日分 (250人)	4,687人日分 (261人)	4,878人日分 (271人)	4,968人日分 (276人)	5,058人日分 (281人)
就労定着 支援	0人分	0人分	0人分	2人分	5人分	10人分
療養介護	14人分	13人分	14人分	15人分	15人分	15人分
短期入所 (福祉型)	207人日分 (30人)	176人日分 (29人)	170人日分 (27人)	196人日分 (28人)	217人日分 (29人)	225人日分 (30人)
短期入所 (医療型)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	6人日分 (2人)	15人日分 (3人)	15人日分 (3人)

【課題及び見込量確保のための方策】

生活介護について、利用は増加していますが、行動障がいのある人の受入先が少なく、サービス利用の調整が困難な状況です。

宿泊型自立訓練実施事業所については、市内に実施事業所がなく、県内に2か所しかないため、サービス利用の調整が困難な状況です。

障がい者が高齢化し、65歳到達による介護保険サービスへの移行を検討しても、ニーズが合わずにつながらない状況があります。また、年齢制限のない就労継続支援B型による就労を希望する人も多く、居場所を含め、課題となっています。

就労移行支援については、利用が好ましい場合であっても、移行を希望する人が少ないこともあり、利用が減少しています。

以上の課題を踏まえ、サービスの担い手不足に対し、事業所の参入を促進し、確保に努めます。また、サービス利用者に対してサービス内容について丁寧に情報提供し、サービス利用者が自己実現できるよう努めます。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

【各種類の説明】

生活介護

常時介護を必要とする人が、昼間、事業所において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では、自立した日常生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、自立した社会生活ができるよう、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。なお、生活訓練には、知的・精神障がいのある人に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持や向上のために必要な訓練を行う宿泊型自立訓練を含みます。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、通常の事業所に雇用されることが困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

短期入所

居宅において介護を行う人が病気の場合等に、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3 居住系サービス

【見込量】

種類	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
自立生活援助	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
共同生活援助 (グループホーム)	72人分	71人分	75人分	78人分	82人分	85人分
施設入所支援	145人分	145人分	144人分	143人分	142人分	141人分

【課題及び見込量確保のための方策】

自立生活援助事業については、平成30年度からの事業であり、市内には実施事業所がない状況です。

共同生活援助事業（グループホーム）は、事業所の参入が増加しており、利用者も増加しています。一方で、グループホームは、共同生活の場であるため、マッチングが難しく、調整に苦慮しています。

施設入所は、利用者の高齢化の課題と、入所希望者が多く待機者数が増加しているという課題があります。国の基本指針では、令和5年度末までに施設入所者数を令和元年度末時点の数から1.6%以上削減することを基本とすることが示されていますが、障がいのある人の高齢化、重度化等の現状を踏まえ、施設入所の選択肢をとどめておく必要もあり、越前市における目標は「施設入所者が定員を超えない（施設入所者数維持）」とします。

地域共生社会を目指すに当たって、共同生活援助事業の利用希望者が増加すると見込まれるため、国・県の補助金等に関する情報提供など、事業者に対し必要な設置支援を行ってまいります。

一方で、増加している施設利用希望者については、本人の意思、希望等を把握するとともに、サービス内容について丁寧に情報提供し、利用者が自己実現できるよう、障がい福祉サービス等の利用調整を積極的に行います。

【各種類の説明】

自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等の利用を経て、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な居宅訪問以外にも利用者からの相談や随時の対応を行います。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

生活介護、自立訓練等の利用者で、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

4 相談支援

【見込量】

種類	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
計画相談支援 (上：支給決定者数) (下：1月当たり利用人数)	709人 (151人分)	728人 (145人分)	744人 (148人分)	764人 (152人分)	784人 (156人分)	805人 (161人分)
地域移行支援	0人分	0人分	0人分	2人分	3人分	4人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	1人分	2人分	2人分

【課題及び見込量確保のための方策】

支給決定を受けた障がいのある人が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、全てのサービス利用者に対してサービス利用計画を作成することが前提です。このため、計画相談支援の利用者は増加しています。しかしながら、相談支援専門員は不足している状況です。

地域移行支援及び地域定着支援については、制度の認知度の低さや医療機関等との連携不足といった理由により利用者がなかったと考えられます。

以上の課題を踏まえ、相談支援専門員の担い手の確保に努め、施設や精神科病院の退所・退院から、又は家族との同居から一人暮らしへの移行を希望する人の実態把握に努め、制度の利用促進に努めます。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

【各種類の説明】

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対してサービス利用等計画を作成し、計画実施状況の把握等を行う等の支援

地域移行支援

施設等に入所している、または、病院に入院している障がい者が地域生活へ円滑な移行をするための支援

地域定着支援

単身等で生活している障がい者が地域生活を継続するための支援

第3項 指定通所支援等の必要な量の見込み及びその確保のための方策

児童福祉法に基づき、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の促進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備及び障がい児相談支援の提供体制の確保を図るため、障がい児支援提供体制を整備します。

障がい児支援

【見込量】

種類	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
児童発達支援	96人日分 (46人)	93人日分 (37人)	127人日分 (55人)	131人日分 (57人)	135人日分 (59人)	140人日分 (61人)
放課後等 デイサービス	1,253人日分 (91人)	1,267人日分 (92人)	1,315人日分 (96人)	1,383人日分 (101人)	1,452人日分 (106人)	1,520人日分 (111人)
保育所等 訪問支援	9人日分 (9人)	4人日分 (4人)	3人日分 (2人)	4人日分 (3人)	5人日分 (4人)	6人日分 (5人)
医療型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)
居宅訪問型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)
障がい児相談支援 (上：支給決定者数) (下：1月当たり利用人数)	51人 (10人分)	70人 (21人分)	78人 (15人分)	85人 (17人分)	95人 (19人分)	105人 (21人分)

【課題及び見込量確保のための方策】

越前市の障がい児相談支援の課題として、児童の相談支援専門員が少なく、セルフプランが多いという状況があります。特に、医療的ケア児の受入体制が不足しており、サービス調整が困難な状況となっています。

放課後等デイサービスの利用は増加しており、今後も利用希望者が増加することが見込まれます。一方で、個別療育を求めている保護者も多いところですが、市内に実施事業所がなく、利用ができないという課題があります。

以上の課題を踏まえ、児童の相談支援専門員の確保に努めます。また、不足しているサービスについては、事業者の参入促進に努めます。

サービス利用調整に当たっては、越前市子ども条例の目的である「子どもの自立(※定義)」に則り、保護者や事業者と調整します。

※越前市子ども条例第2条第2項の規定において、「自立」とは、「ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、社会の一員であることを自覚していくこと」と定義しています。

(注1) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(注2) 単位の「人」は、月間の利用人数

【各種類の説明】

児童発達支援

未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

障がい児相談支援

障がい児やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画を作成し、地域生活の支援を行います。

第4項 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業とは

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて実施する事業です。

本市の福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画の理念及び仕組みに則り、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すには、「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくる」ことが重要です。地域共生社会の構築に向け、以下に挙げる事業の推進を図ります。

2 サービスの概要

種別	事業名	内容
必須事業	①理解促進・研修啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの存在を知り、認め合うための研修会等を行う事業
	②自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策）を支援する事業
	③相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など、権利擁護のための援助を行う事業
	④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図る事業
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業
	⑥意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置など、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業
	⑦日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸付をする事業
	⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業
	⑨移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出の際に支援を行う事業
	⑩地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業

種別	事業名	内 容
その他の事業 (任意事業)	⑪福祉ホームの運営事業	居宅での生活が困難な人で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を提供する事業
	⑫訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な身体に障がいのある人を対象に、特殊車両で訪問し、入浴サービスを提供する事業
	⑬知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、知的障がいのある人の自立を促す事業
	⑭日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行う事業
	⑮ガイドヘルパー派遣事業	家庭に付き添いをする人がいないため外出等が困難な人に対し、付添人としてガイドヘルパーを派遣する事業
	⑯スポーツ・レクリエーション教室開催	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流等に資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、スポーツ大会等を開催
	⑰点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音訳した市の広報を提供
	⑱自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車改造に係る費用の一部助成等により、障がいのある人の社会参加を促進

3 各年度のサービス見込量

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
①理解促進・研修啓発事業	—		実施		実施		実施	
②自発的活動支援事業	—		実施		実施		実施	
③相談支援事業	2か所		2か所		2か所		2か所	
基幹相談支援センター	—		—		—		1か所	
福祉サービス関連協議体	—		実施		実施		実施	
丹南地区自立支援協議会	実施		実施		実施		実施	
④成年後見制度利用支援事業	3人		4人		5人		6人	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	—		—		—		実施	
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	50件	50件	50件	50件	50件	50件	
	要約筆記者等派遣	1件	1件	1件	1件	1件	1件	
	手話通訳者設置	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	10件	10件	10件	10件	10件	10件	
	自立生活支援用具	10件	10件	10件	10件	10件	10件	
	在宅療養等支援用具	10件	10件	10件	10件	10件	10件	
	情報・意思疎通支援用具	50件	50件	50件	50件	50件	50件	
	排泄管理支援用具	680件(130人)	680件(130人)	680件(130人)	680件(130人)	680件(130人)	680件(130人)	
	住宅改修費	2件	2件	2件	2件	2件	2件	
⑧手話奉仕員養成研修事業(基礎・入門)	実施		実施		実施		実施	
⑨移動支援事業(個別支援型)	14人	560時間	14人	560時間	15人	600時間	16人	640時間
⑩地域活動支援センター事業	2か所	35人	2か所	35人	2か所	35人	2か所	35人

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所	実利用者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
⑪福祉ホームの運営事業	1 箇所	8 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人	1 箇所	10 人
⑫訪問入浴サービス事業	1 箇所	2 人	1 箇所	3 人	1 箇所	3 人	1 箇所	3 人
⑬知的障がい者職親委託事業	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人	2 箇所	4 人
⑭日中一時支援事業	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人	19 箇所	160 人
⑮ガイドヘルパー派遣事業	10 件		10 件		10 件		10 件	
⑯スポーツ・レクレーション教室開催事業	3 回		3 回		3 回		3 回	
⑰点字・声の広報等発行事業	16 人		16 人		16 人		16 人	
⑱自動車改造助成事業	3 人		3 人		3 人		3 人	

4 越前市の実施に関する考え方

①理解促進・啓発事業

誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築するために、障がい児者やその家族が講師等として積極的に参加し、お互いの理解が深まるような研修会等を開催します。

②自発的活動支援事業

地域共生社会の実現に向けた活動を実施する地域や障がい福祉団体を支援します。

③相談支援事業

相談支援事業は、市内2か所で事業者に委託して実施しています。

市の障がい福祉や地域共生社会に向けた課題を共有し、具体的施策について検討する協議体を設置します。設置した協議体において、不足している福祉サービスの実施に向けた検討をするとともに、福祉サービス事業者や支援者の質の向上を図ります。

丹南地区自立支援協議会における研修会等も活用します。

基幹相談支援センターについては、設置に向けて検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、判断能力が不十分な人について、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

福井市が中心となって検討を進めている広域中核機関の広報機能、相談機能、利用促進機能及び後見人支援機能の活用について検討していきます。

⑥意思疎通支援事業

越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例や（仮称）越前市障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション条例の趣旨に基づき、事業を推進していきます。

⑦日常生活用具給付事業

相談支援事業や広報等を通じて事業の周知を図るとともに、関係機関の連携のもと、利用希望者の状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例の趣旨に基づき、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員登録者数の増加を目指します。

⑨移動支援事業

障がい特性に対応したサービス提供の課題やニーズの増加によるサービス提供の不足の課題などがありますが、実施事業者の確保に努めるとともに、事業を周知し、利用促進を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

今後も事業を周知し、利用促進を図ります。

⑪～⑬その他の事業（任意事業）

障がいの特性やニーズを把握し、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じて事業対象者に丁寧に情報提供し、対象者が安心して地域で生活できるよう、また、自己実現できるよう努めます。

資料編



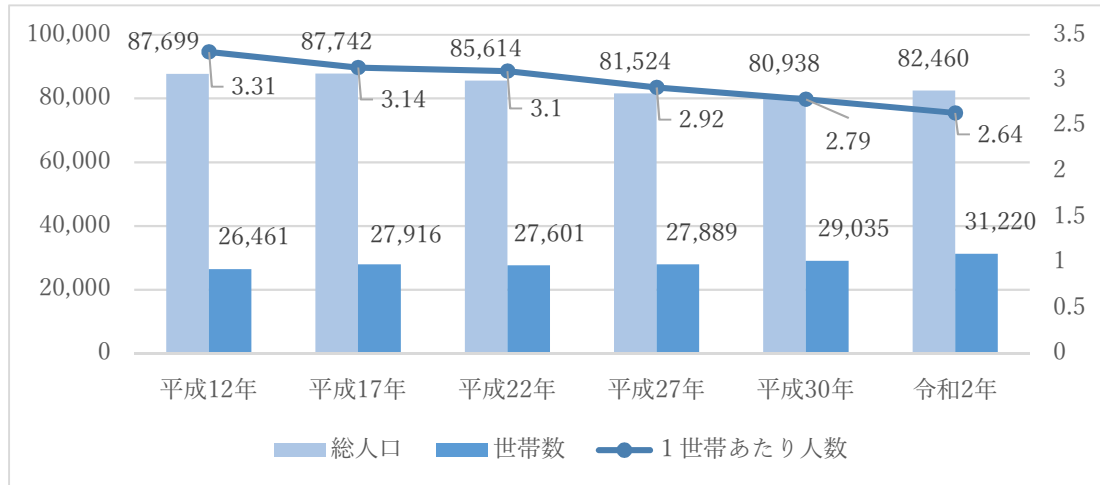
障がいのある人を取り巻く状況

1 越前市の概況

(1) 人口・世帯

総人口及び世帯数の推移をみると、平成17年以降減少し、平成30年10月現在で80,938人、29,035世帯となっています。1世帯あたりの人数は年々減少しています。

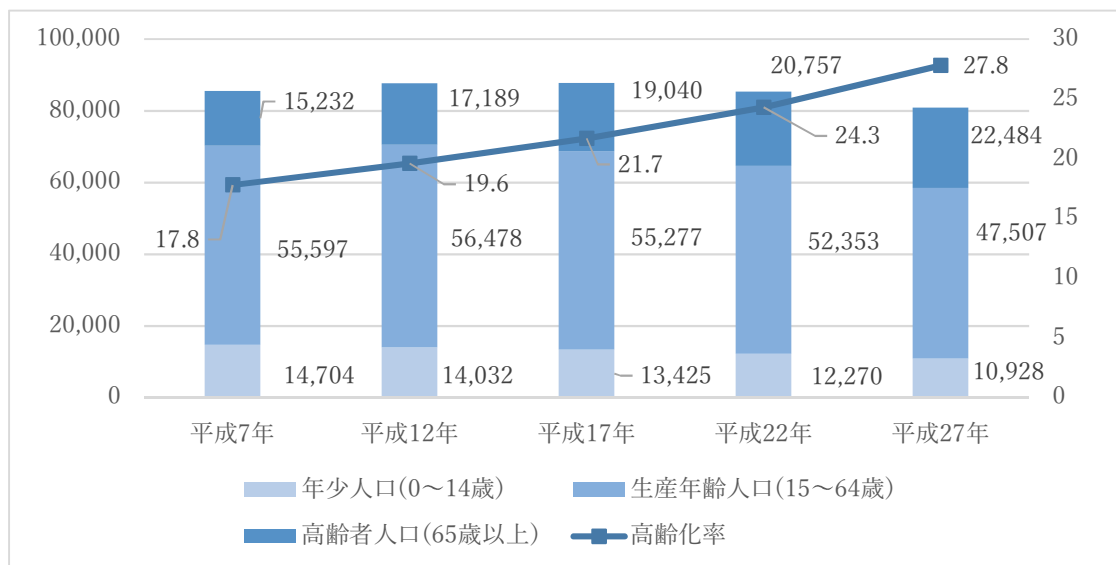
■人口・世帯数の推移



資料：越前市統計年鑑(各年10月1日現在)

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口や生産年齢人口（64歳未満）は年々減少、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、平成27年には高齢化率が27.8%まで上がっています。

■年齢3区分別人口の推移

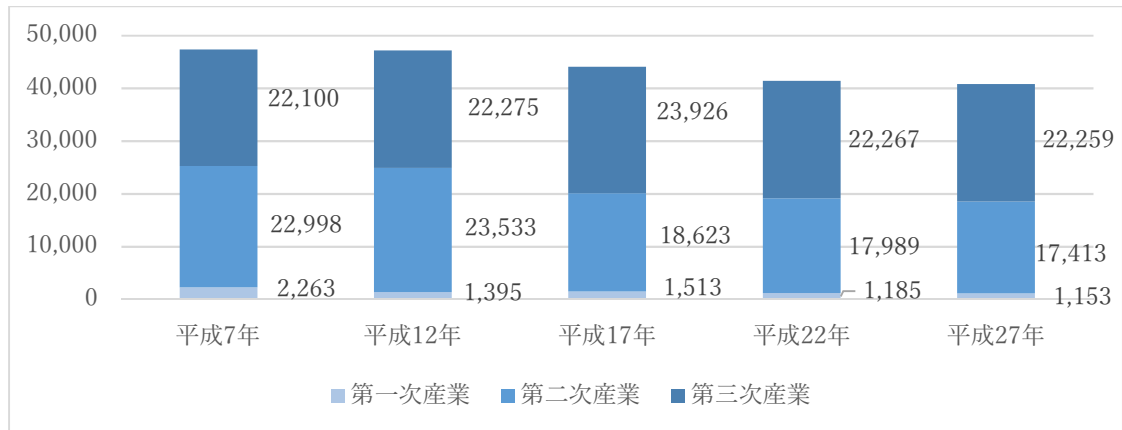


資料：国勢調査(各年10月1日)※不群を除いて算出

(2) 産業構造

本市の産業構造を産業別就業人口で見ると、平成 27 年度で、第一次産業従事者が 1,153 人、第二次産業従事者が 17,413 人、第三次産業従事者が 22,259 人となっています。第三次産業従事者が全体の半数を超えています。

■産業別就業人口の推移



資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

※分類不能な産業従事者がいるため、合計が就業人口と合わない場合があります。

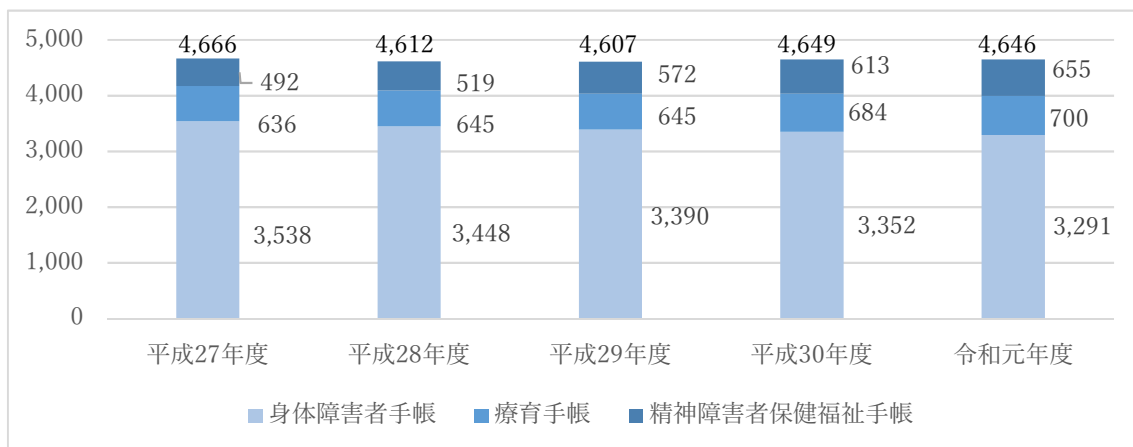
2 障がいのある人の数

(1) 心身に障がいのある人

本市の障がいのある人の状況を手帳所持者数からみると、令和元年度で 4,646 人(重複所持者を含む)が障害者手帳を所持しており、そのうち身体障害者手帳を所持している人が全体の約 7 割を占めています。

■障害者手帳交付者数の推移

単位：人

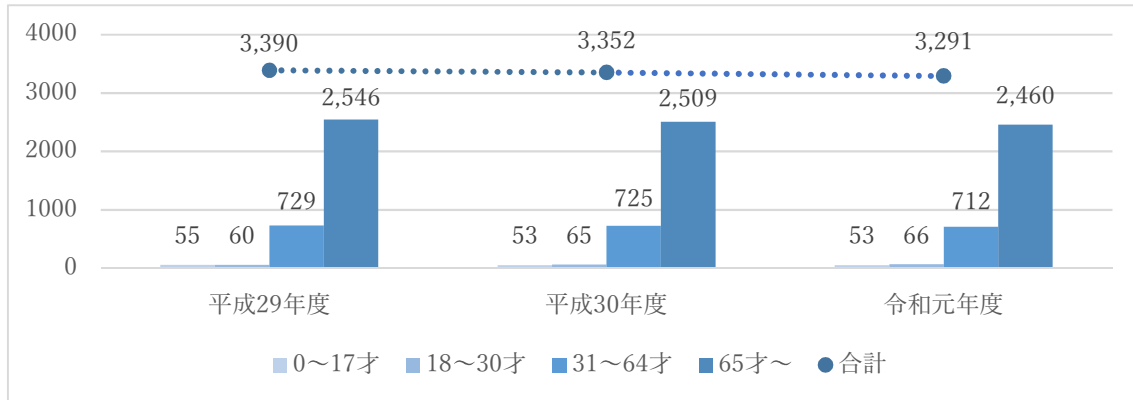


資料：県障がい福祉課(各年度末日)

(2) 身体に障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在で 3,291 人です。そのうち、18 歳未満の障がいのある子どもが 53 人、18 歳以上の障がいのある人が 3,238 人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：県障がい福祉課(各年度末日)

障がい別にみると、肢体不自由の人が 1,685 人で全体の 5 割を超えています。内部障がい的人也多く、1,050 人となっています。等級別では、1 級の人が 916 人で最も多く、次いで 4 級が 803 人、3 級が 733 人となっています。

■障がい別身体障害者手帳所持状況 (令和元年度)

単位：人

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい		74	64	24	12	35	11	220
聴覚・平衡機能障がい		8	62	36	102	3	97	308
音声・言語・そしゃく機能障がい		2	1	15	10			28
肢体不自由	上肢	162	136	59	61	52	38	508
	下肢	62	106	284	418	71	47	988
	体幹	47	63	31	0	29	0	170
	脳原性上肢機能	14	1	1		2		18
	脳原性移動機能		1		0			1
	肢体不自由合計	285	307	375	479	154	85	1,685
内部障がい	心臓	374	10	213	64			661
	腎臓	138	2	24	6			170
	呼吸器	25	3	22	17			67
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	4	4	24	113			145
	肝臓	6	1					7
	内部障がい合計	547	20	283	200			1050
合計		916	454	733	803	192	193	3291

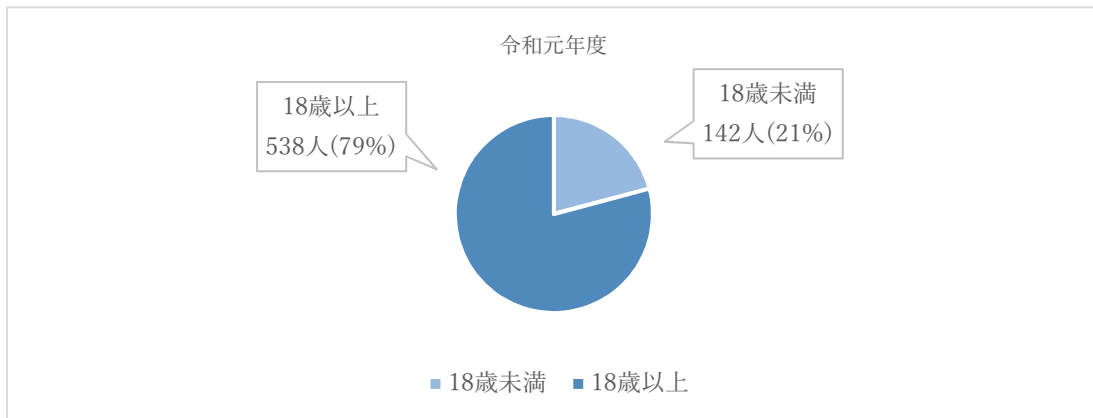
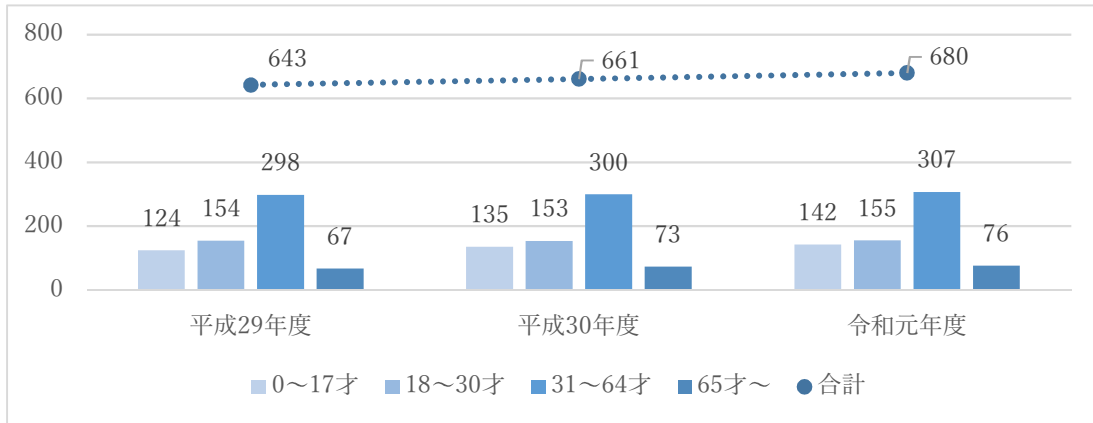
資料：県障がい福祉課 (令和 2 年 3 月 31 日)

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、令和元年度末現在で 680 人です。そのうち、18 歳未満の障がいのある子どもが 142 人(21%)、18 歳以上の障がいのある人が 538 人(79%)となっています。

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

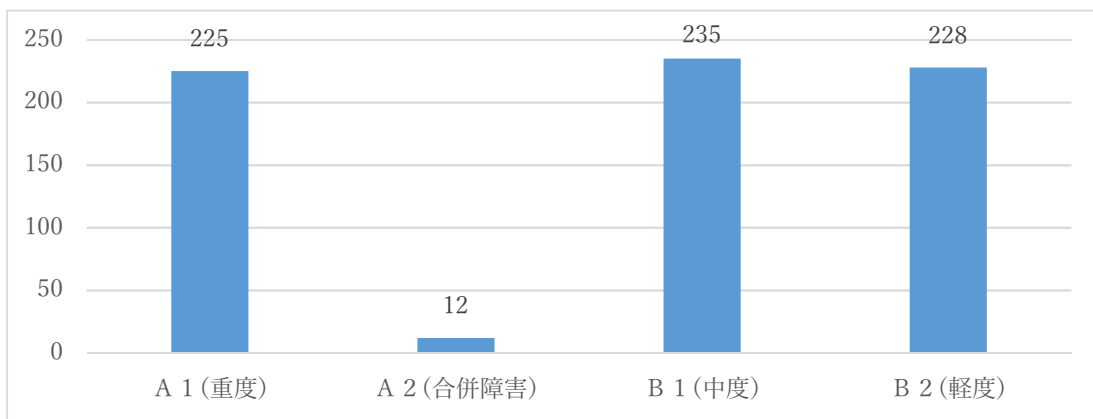


資料：県障がい福祉課(各年度末日)

障がいの程度別にみると、中度の人が 235 人で最も多く、次いで軽度の人が 228 人、重度の人が 225 人となっています。

■療育手帳の所持状況 (令和元年度)

単位：人



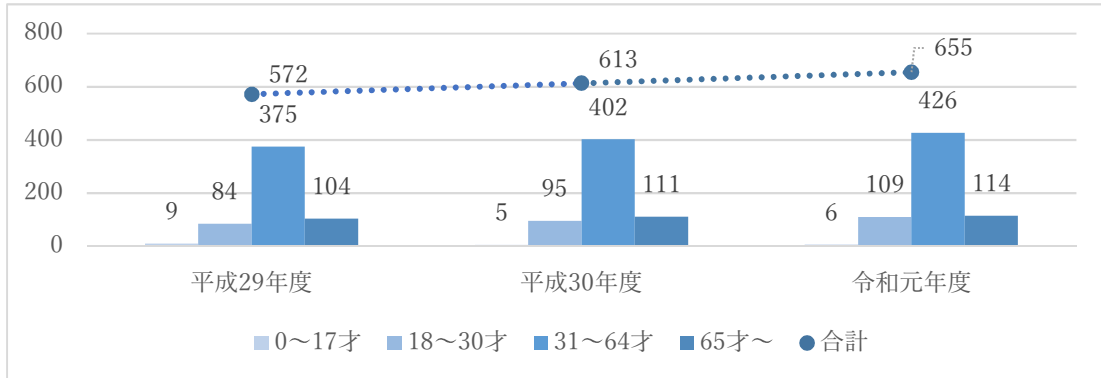
資料：県障がい福祉課(令和 2 年 3 月 31 日)

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在で 655 人となっており、年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

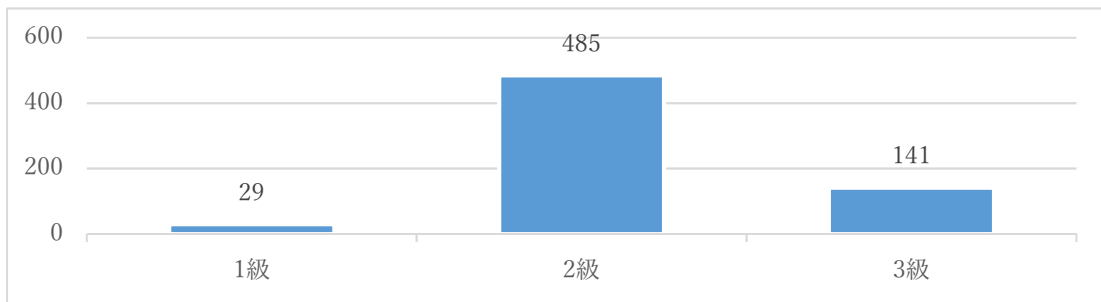


資料：県障がい福祉課(各年度末日)

等級別にみると、2級所持者が 485 人と最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳の所持状況 (令和元年度)

単位：人

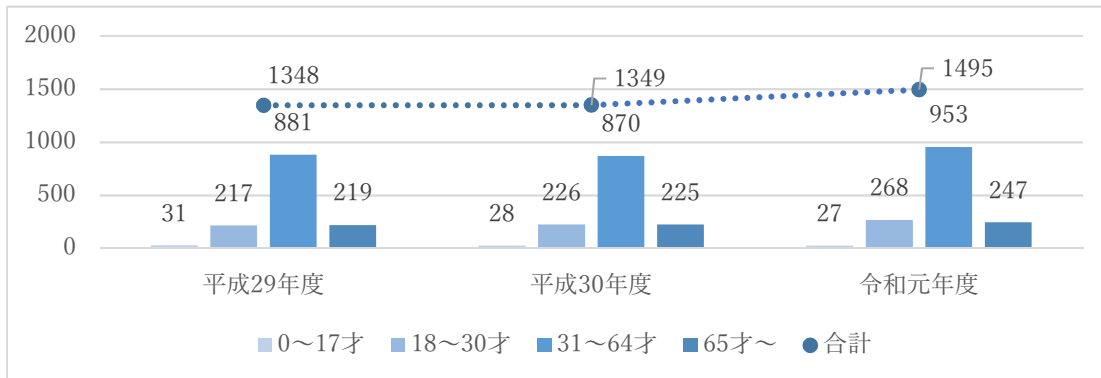


資料：県障がい福祉課(令和2年3月31日)

また、精神科の病院への通院に係る通院医療費公費負担制度（自立支援医療）があります。令和元年度には 1,495 人が助成を受けており、毎年増加傾向にあります。

■自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移

単位：人



資料：県障がい福祉課(各年度末日)

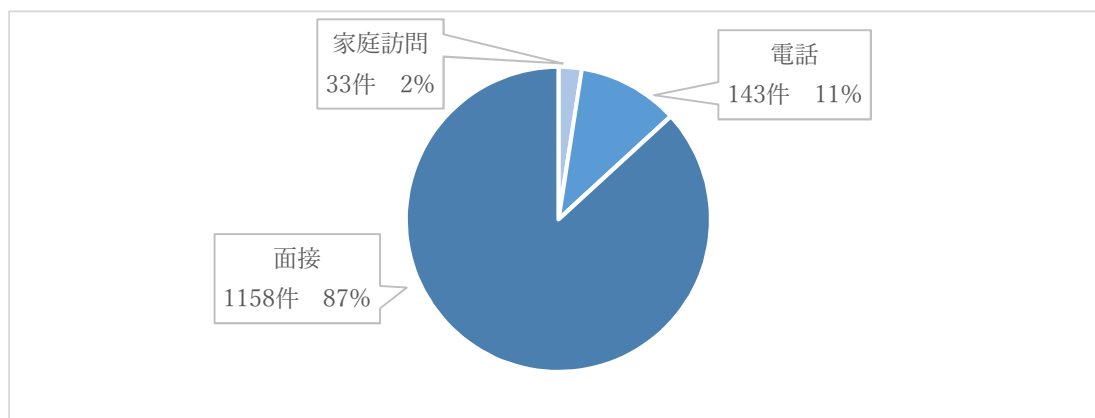
(5) 難病患者の状況

難病とは、難病対策要綱（昭和47年厚生省）において、「①原因不明、治療方法未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されています。

在宅の難病患者および家族の相談件数は、令和元年度には延べ1,334件あり、病気や日常生活に関する療養上の相談、^{*}特定疾患治療研究事業に関する相談が多くあります。

■丹南健康福祉センター（武生）難病患者家庭訪問・相談状況

単位：件



資料：県丹南健康福祉センター

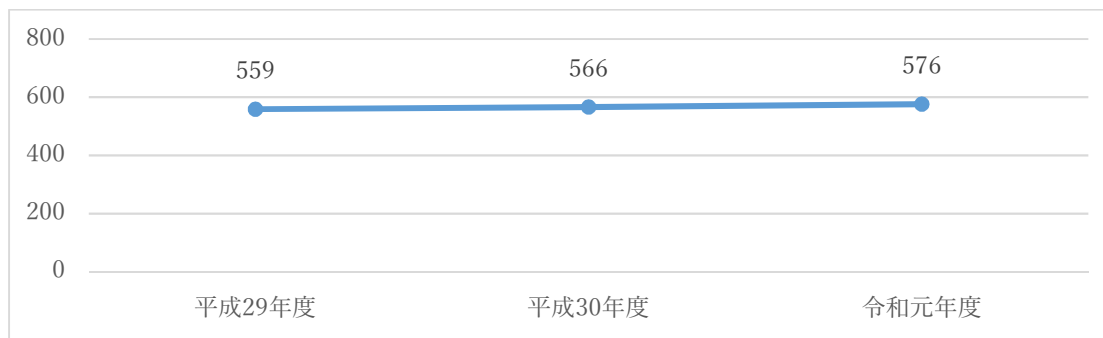
※ 特定疾患治療研究事業については、難病のうち、「原因不明で、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的小さいため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患を対象としています。

平成27年1月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな医療費助成制度が始まりました。厚生労働大臣が指定した難病333疾患について、「重症度分類等」に照らして病状の程度が一定程度以上の場合に医療費の助成が受けられます。

特定医療費（指定難病）医療受給認定者数は、令和元年度末で576人です。

■越前市の特定医療費（指定難病）医療受給認定者数の推移

単位：人



資料：県丹南健康福祉センター（各年度末現在）

■越前市の疾患別特定医療費（指定難病）医療受給認定者（令和元年度末現在）

（番号1～番号110は平成27年1月から、番号111～番号306は同年7月から、番号307～番号330は平成29年4月から、番号331は平成30年4月から、番号332～番号333は令和元年7月から医療費助成を開始）

番号	病名	人	番号	病名	人
1	球脊髄性筋萎縮症		33	シュワルツ・ヤンベル症候群	
2	筋萎縮性側索硬化症	2	34	神経線維腫症	6
3	脊髄性筋萎縮症	2	35	天疱瘡	3
4	原発性側索硬化症		36	表皮水疱症	1
5	進行性核上性麻痺	7	37	膿疱性乾癬（汎発型）	
6	パーキンソン病	98	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
7	大脳皮質基底核変性症	5	39	中毒性表皮壊死症	
8	ハンチントン病		40	高安動脈炎	1
9	神経有棘赤血球症		41	巨細胞性動脈炎	
10	シャルコー・マリー・トゥース病		42	結節性多発動脈炎	2
11	重症筋無力症	10	43	顕微鏡的多発血管炎	2
12	先天性筋無力症候群		44	多発血管炎性肉芽腫症	
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	14	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	46	悪性関節リウマチ	6
15	封入体筋炎		47	バージャー病	3
16	クローウ・深瀬症候群		48	原発性抗リン脂質抗体症候群	
17	多系統萎縮症	4	49	全身性エリテマトーデス	27
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	24	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	16
19	ライソゾーム病		51	全身性強皮症	19
20	副腎白質ジストロフィー		52	混合性結合組織病	8
21	ミトコンドリア病	1	53	シェーグレン症候群	2
22	もやもや病	8	54	成人スチル病	1
23	プリオン病	2	55	再発性多発軟骨炎	
24	亜急性硬化性全脳炎		56	ベーチェット病	8
25	進行性多巣性白質脳症		57	特発性拡張型心筋症	11
26	HTLV-1 関連脊髄症		58	肥大型心筋症	1
27	特発性基底核石灰化症		59	拘束型心筋症	
28	全身性アミロイドーシス	3	60	再生不良性貧血	4
29	ウルリッヒ病		61	自己免疫性溶血性貧血	1
30	遠位型ミオパチー		62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
31	ベスレムミオパチー		63	特発性血小板減少性紫斑病	13
32	自己貪食空胞性ミオパチー		64	血栓性血小板減少性紫斑病	1

番号	病名	人	番号	病名	人
65	原発性免疫不全症候群		98	好酸球性消化管疾患	
66	IgA 腎症	6	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	
67	多発性嚢胞腎	3	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
68	黄色靱帯骨化症	7	101	腸管神経節細胞僅少症	
69	後縦靱帯骨化症	22	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
70	広範脊柱管狭窄症	4	103	CFC 症候群	
71	特発性大腿骨頭壊死症	10	104	コストロ症候群	
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1	105	チャージ症候群	
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症		106	クリオピリン関連周期熱症候群	
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	107	若年性特発性関節炎	
75	クッシング病		108	TNF 受容体関連周期性症候群	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		109	非典型溶血性尿毒症症候群	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		110	ブラウ症候群	
78	下垂体前葉機能低下症	3	111	先天性ミオパチー	
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		112	マリネスコ・シェーグレン症候群	
80	甲状腺ホルモン不応症		113	筋ジストロフィー	3
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
82	先天性副腎低形成症		115	遺伝性周期性四肢麻痺	
83	アジソン病		116	アトピー性脊髄炎	
84	サルコイドーシス	10	117	脊髄空洞症	
85	特発性間質性肺炎	13	118	脊髄髄膜瘤	1
86	肺動脈性肺高血圧症	5	119	アイザックス症候群	
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症		120	遺伝性ジストニア	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	121	神経フェリチン症	
89	リンパ脈管筋腫症	2	122	脳表ヘモジデリン沈着症	1
90	網膜色素変性症	13	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
91	バッド・キアリ症候群		124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
92	特発性門脈圧亢進症		125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
93	原発性胆汁性胆管炎	11	126	ペリー症候群	
94	原発性硬化性胆管炎	1	127	前頭側頭葉変性症	3
95	自己免疫性肝炎	2	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
96	クローン病	34	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	
97	潰瘍性大腸炎	64	130	先天性無痛無汗症	

番号	病名	人	番号	病名	人
131	アレキサンダー病		166	弾性線維性仮性黄色腫	
132	先天性核上性球麻痺		167	マルファン症候群	
133	メビウス症候群		168	エーラス・ダンロス症候群	
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		169	メンケス病	
135	アイカルディ症候群		170	オクシピタル・ホーン症候群	
136	片側巨脳症		171	ウィルソン病	
137	限局性皮質異形成		172	低ホスファターゼ症	
138	神経細胞移動異常症		173	VATER 症候群	
139	先天性大脳白質形成不全症		174	那須・ハコラ病	
140	ドラベ症候群		175	ウィーバー症候群	
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		176	コフィン・ローリー症候群	
142	ミオクロニー欠神てんかん		177	ジュベール症候群関連疾患	
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		178	モワット・ウィルソン症候群	
144	レノックス・ガストー症候群		179	ウィリアムズ症候群	
145	ウエスト症候群		180	ATR-X症候群	
146	大田原症候群	1	181	クルーゾン症候群	
147	早期ミオクロニー脳症		182	アペール症候群	
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		183	ファイファー症候群	
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		184	アントレー・ビクスラー症候群	
150	環状 20 番染色体症候群		185	コフィン・シリス症候群	
151	ラスマツセン脳炎		186	ロスムンド・トムソン症候群	
152	PCDH19 関連症候群		187	歌舞伎症候群	
153	難治類回部分発作重積型急性脳炎		188	多脾症候群	
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		189	無脾症候群	
155	ランドウ・クレフナー症候群		190	鰓耳腎症候群	
156	レット症候群		191	ウェルナー症候群	
157	スタージ・ウェーバー症候群		192	コケイン症候群	
158	結節性硬化症	1	193	プラダー・ウィリ症候群	
159	色素性乾皮症		194	ソトス症候群	
160	先天性魚鱗癬		195	ヌーナン症候群	
161	家族性良性慢性天疱瘡		196	ヤング・シンプソン症候群	
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	197	1p36 欠失症候群	
163	特発性後天性全身性無汗症		198	4p 欠失症候群	
164	眼皮皮膚白皮症		199	5p 欠失症候群	
165	肥厚性皮膚骨膜炎		200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	

番号	病名	人	番号	病名	人
201	アンジェルマン症候群		236	偽性副甲状腺機能低下症	
202	スミス・マギニス症候群		237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
203	22q11.2欠失症候群		238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
204	エマヌエル症候群		239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
205	脆弱X症候群関連疾患		240	フェニルケトン尿症	
206	脆弱X症候群		241	高チロシン血症1型	
207	総動脈幹遺残症		242	高チロシン血症2型	
208	修正大血管転位症		243	高チロシン血症3型	
209	完全大血管転位症		244	メープルシロップ尿症	
210	単心室症		245	プロピオン酸血症	
211	左心低形成症候群		246	メチルマロン酸血症	
212	三尖弁閉鎖症		247	イソ吉草酸血症	
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		248	グルコーストランスポーター1欠損症	
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		249	グルタル酸血症1型	
215	ファロー四徴症		250	グルタル酸血症2型	
216	両大血管右室起始症		251	尿素サイクル異常症	
217	エプスタイン病		252	リジン尿性蛋白不耐症	
218	アルポート症候群		253	先天性葉酸吸収不全	
219	ギャロウェイ・モワト症候群		254	ポルフィリン症	
220	急速進行性糸球体腎炎	1	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	
221	抗糸球体基底膜腎炎		256	筋型糖原病	
222	一次性ネフローゼ症候群	8	257	肝型糖原病	
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
224	紫斑病性腎炎		259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
225	先天性腎性尿崩症		260	シトステロール血症	
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)		261	タンジール病	
227	オスラー病		262	原発性高カイロミクロン血症	
228	閉塞性細気管支炎		263	脳腱黄色腫症	
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		264	無βリポタンパク血症	
230	肺胞低換気症候群		265	脂肪萎縮症	
231	α1-アンチトリプシン欠乏症		266	家族性地中海熱	
232	カーニー複合		267	高IgD症候群	
233	ウォルフラム症候群		268	中條・西村症候群	
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)				
235	副甲状腺機能低下症				

番号	病名	人	番号	病名	人
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群		303	アッシュヤー症候群	
			304	若年発症型両側性感音難聴	
270	慢性再発性多発性骨髄炎		305	遅発性内リンパ水腫	
271	強直性脊椎炎	2	306	好酸球性副鼻腔炎	13
272	進行性骨化性線維異形成症		307	カナバン病	
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症		308	進行性白質脳症	
274	骨形成不全症		309	進行性ミオクローヌステんかん	
275	タナトフォリック骨異形成症		310	先天異常症候群	
276	軟骨無形成症		311	先天性三尖弁狭窄症	
277	リンパ管腫症/ゴーハム病		312	先天性僧帽弁狭窄症	
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)		313	先天性肺静脈狭窄症	
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)		314	左肺動脈右肺動脈起始症	
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)		316	カルニチン回路異常症	
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		317	三頭酵素欠損症	
282	先天性赤血球形成異常性貧血		318	シトリン欠損症	
283	後天性赤芽球癆		319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		320	先天性グリコシルホスファチジルイノシ トール(GPI)欠損	
285	ファンコニ貧血		321	非ケトーシス型高グリシン血症	
286	遺伝性鉄芽球性貧血		322	β -ケトチオラーゼ欠損症	
287	エプスタイン症候群		323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		324	メチルグルタコン酸尿症	
289	クロンカイト・カナダ症候群		325	遺伝性自己炎症疾患	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		326	大理石骨病	
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)		327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によ るものに限る。)	
292	総排泄腔外反症				
293	総排泄腔遺残		328	前眼部形成異常	
294	先天性横隔膜ヘルニア		329	無虹彩症	
295	乳幼児肝巨大血管腫		330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	
296	胆道閉鎖症		331	特発性多中心性キャスルマン病	1
297	アラジール症候群		332	膠様滴状角膜ジストロフィー	
298	遺伝性膝炎		333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
299	嚢胞性線維症				
300	IgG4関連疾患	1			
301	黄斑ジストロフィー				
302	レーベル遺伝性視神経症				

資料：県丹南健康福祉センター

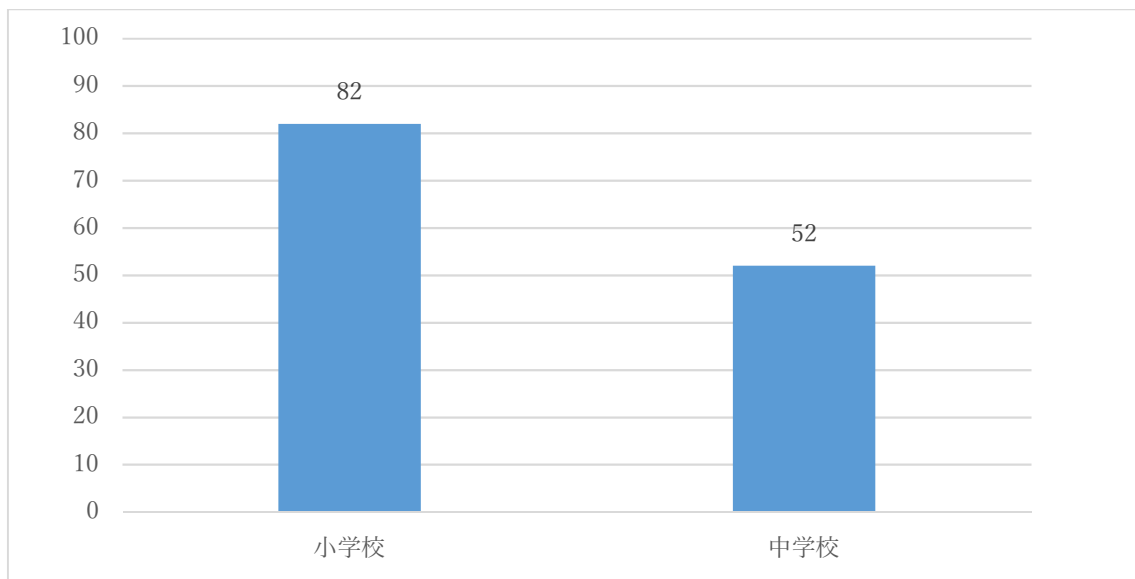
3 障がいのある児童・生徒の就学状況

(1) 特別支援学級の状況

特別支援学級（小・中学校等に、教育上特別な支援を必要とする子どものために置かれた学級）に通う障がいのある18歳未満の子どもの数は、令和2年5月現在で134人です。そのうち、小学校の特別支援学級に通う児童が82人、中学校の特別支援学級に通う生徒が52人となっています。

■特別支援学級在籍者数

単位：人

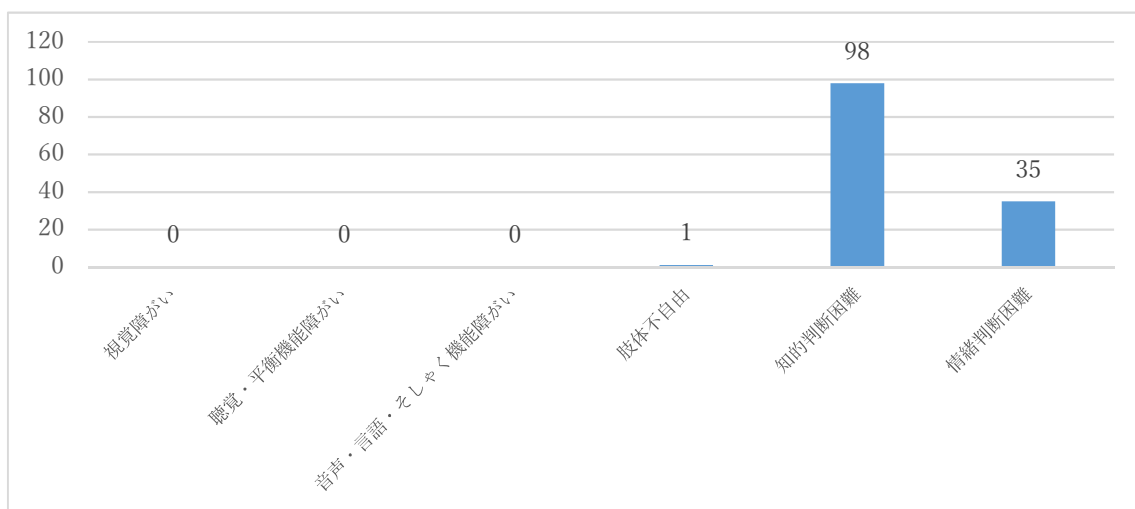


資料：市教育振興課(令和2年5月1日)

障がい別にみると、知的判断の困難な子どもが98人で全体の約7割を占めており、次いで情緒判断の困難な子どもが35人となっています。

■特別支援学級の状況

単位：人



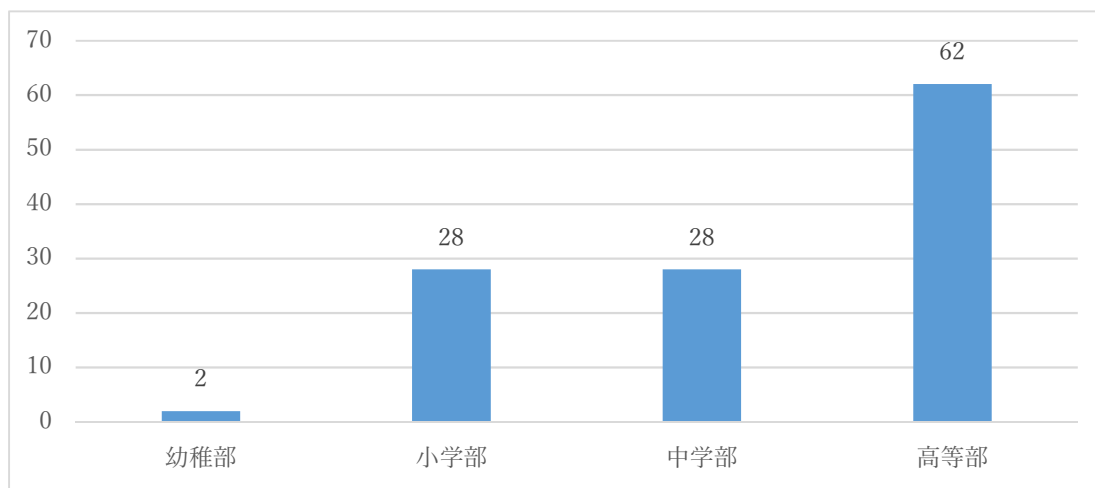
資料：市教育振興課(令和2年5月1日)

(2) 特別支援学校の状況

特別支援学校（障がい児等が小・中学校等に準じた教育を受けること及び学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校）に通う障がいのある 18 歳未満の子どもの数は、令和 2 年 5 月現在で 120 人です。そのうち、高等部に在籍する生徒が 62 人で最も多く、次いで小学部・中学部がそれぞれ 28 人となっています。

■特別支援学校在籍者数

単位：人

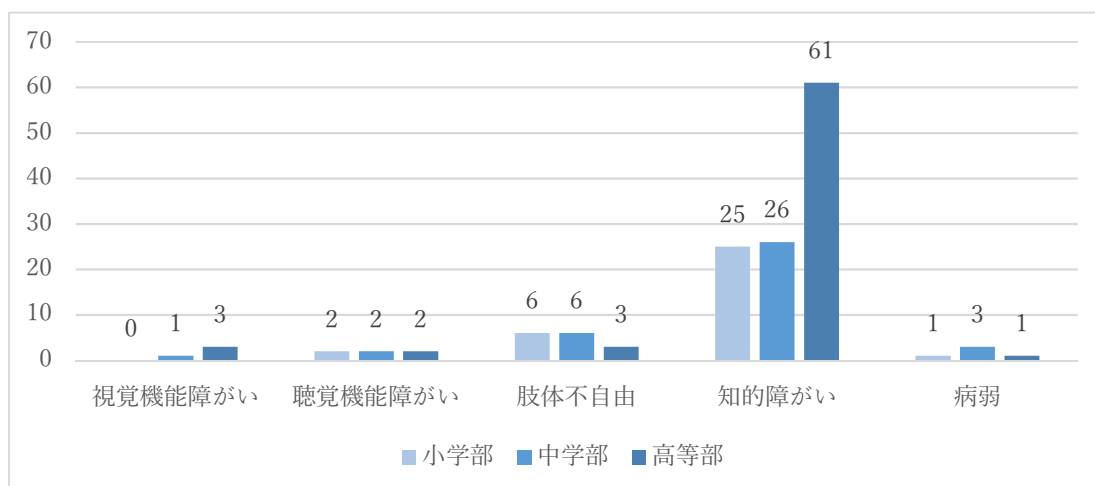


資料：市教育振興課(令和 2 年 5 月 1 日)

障がい別にみると、知的障がいのある子どもが 112 人で全体の約 8 割を占めており、次いで肢体不自由の子どもが 15 人となっています。

■特別支援学校の状況

単位：人



資料：市教育振興課(平成 26 年 7 月 1 日)

※ 障がい区分は、特別支援学校における 5 区分で集計しており、重複障がいの場合は障がい区分でそれぞれカウントしているため児童・生徒数と一致しません。

4 障がいのある人の雇用・就業状況

(1) 障がいのある人の雇用に関する制度

障がいのある人の雇用を後押しする制度として、現在、障害者雇用促進法があります。この法律では、民間企業、国、地方公共団体等に対し、それぞれ、法定雇用率に相当する数以上の障がいのある人の雇用を義務づけています。

■障害者雇用率（令和3年3月1日から適用）

	法定雇用率（%）	備考
民間企業	2.3	43.5名に1名
特殊法人等	2.6	38.5名に1名
国、地方公共団体	2.6	
都道府県等の教育委員会	2.5	40.0名に1名
特定の教育委員会	2.5	

■法定雇用障害者数 算定方法

法定雇用障害者数＝（企業全体の常用労働者の総数－除外率相当数）× 法定雇用率

(2) 企業の障がいのある人の雇用状況

ハローワークたけふ管内（越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町）の民間企業における障がいのある人の雇用状況は増加傾向にあります。令和元年における管内の実雇用率は、全国平均2.11%と比べて上回っています。

■障がいのある人の雇用状況

	企業数 ※1 (社)	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		法定基礎労働者 ※2 (人)	障がいのある 人の数 ※3 (人)	実雇用 率 (%)	
平成27年	146	24,917.5	525.0	2.11	50.0
平成28年	147	25,354.0	516.5	2.04	49.0
平成29年	147	26,223.5	541.5	2.06	46.9
平成30年	163	27,619.0	595.5	2.16	43.6
令和元年	168	28,525.5	637.5	2.23	43.5
令和元年（福井県）				2.35	42.9
令和元年（全 国）				2.11	52.0

資料：武生公共職業安定所（各年6月1日）

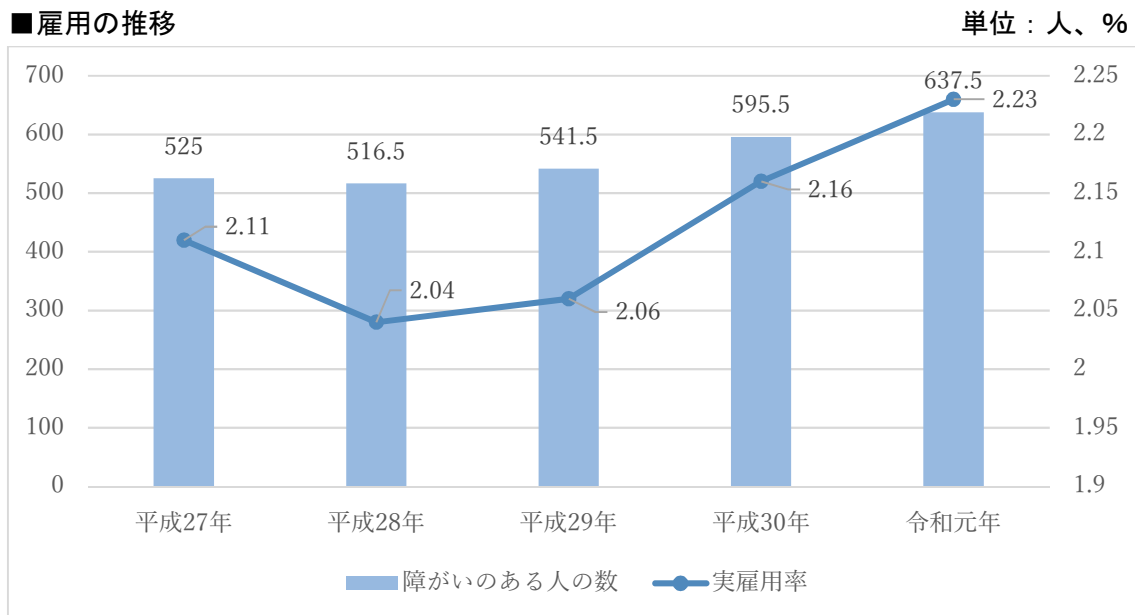
※1 平成27年～29年 常用労働者50人以上規模の企業数（法定雇用率2.0%が適用）
平成30年～元年 常用労働者45.5人以上規模の企業数（法定雇用率2.2%が適用）

※2 常用労働者数から除外率相当数（身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障害のある人が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数

※3 身体障がいのある人、知的障がいのある人の計（平成18年4月1日から精神障がいのある人も含まれる。なお、精神障がいのある人の短時間労働者は1人をもって0.5人分）重度の身体又は知的障がいのある人についてはダブルカウントし、短時間労働者は1人としてカウントしている。

(3) 企業の障がい者数及び実雇用率の推移

ハローワークたけふ管内（越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町）の企業で雇用されている障がいのある人の数、実雇用率は、増加傾向にあります。今後も企業のより一層の雇用促進が望まれます。



資料：武生公共職業安定所(各年6月1日)

(4) 産業別・規模別の雇用状況

障がいのある人の雇用状況を産業別に見ると、医療・福祉分野において、高い雇用率となっています。規模別では、45.5～99.5人規模の企業の雇用率が高くなっています。

■産業別・規模別の雇用状況

		企業数 (社)	法定基礎 労働者数 (人)	障害者数 (人)	令和元年 実雇用率 (%)	雇用率未達 成企業割合 (%)
産 業 別	建設業	4	284.0	3.0	1.06	50.0
	製造業	80	18008.5	374.5	2.08	45.0
	情報通信・運輸・郵便業	5	470.5	4.0	0.85	80.0
	卸売・小売業	28	3870.5	60.0	1.55	53.6
	金融・保険・不動産業	4	346.0	4.5	1.30	50.0
	専門・技術・飲食 宿泊・生活・娯楽業	4	398.0	8.5	2.13	50.0
	医療・福祉	36	4306.0	168.5	3.91	27.8
	複合サービス業	2	452.0	6.0	1.33	100.0
	サービス業	5	390.0	8.5	2.18	0.00
	合計	168	28,525.5	637.5	2.23	43.5
規 模 別	45.5～99.5人	102	6,884.0	191.0	2.77	39.2
	100～299.5人	56	9,640.0	176.5	1.83	51.8
	300～499.5人	6	2,580.5	70.0	2.71	33.3
	500～999.5人	2	1,141.0	24.0	2.10	50.0
	1,000人以上	2	8,280.0	176.0	2.13	50.0
	合計	168	28,525.5	637.5	2.23	43.5

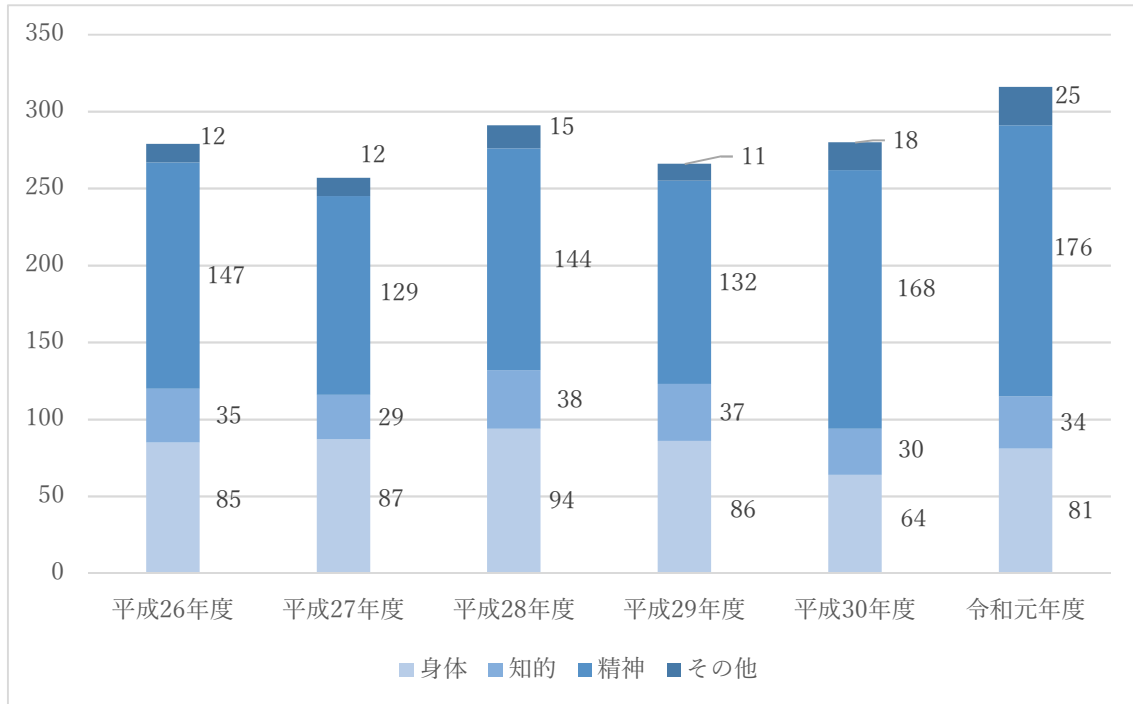
資料：武生公共職業安定所(令和元年6月1日)

(5) 障がいのある人の就業状況

ハローワークたけふ管内の障がいのある人の新規求職申込件数は、精神障がいのある人が増加しています。また、就職件数は、増加している年もありますが、令和元年度は大きく減少しました。障がい者の雇用経験やノウハウ不足を要因として、雇用に不安を抱いている企業に対して、的確な情報を提供し雇用促進を図ることが重要です。

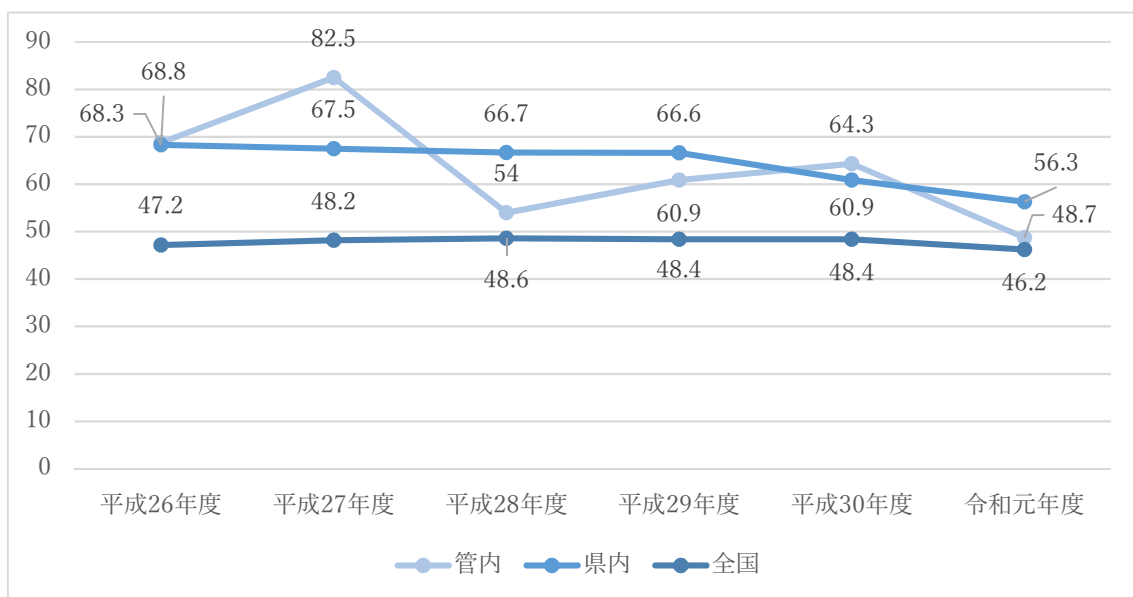
■新規求職申込件数

単位：件



■新規求職申込件数の就職率

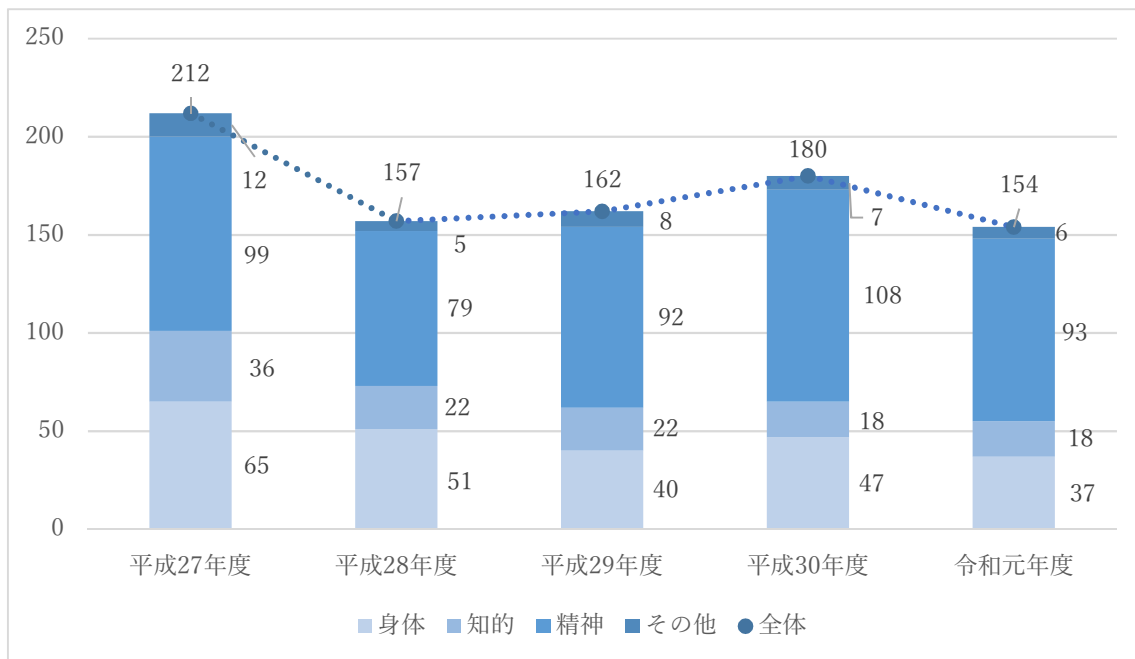
単位：%



資料：武生公共職業安定所(各年度末日)

■就職件数内訳

単位：件



資料：武生公共職業安定所(各年度末日)

5 障がいのある人の福祉サービスの利用状況

住み慣れた地域で安心して生活することができるように、障がいのある人に対し、様々な福祉サービスを行っています。心身に障がいのある人の増加に伴い、いずれの福祉サービスも、今後、利用者が増加することが見込まれます。

■市内における障がいのある人の福祉サービスの利用状況

サービス区分	サービスの種類		利用者数（人）
介護給付	在宅	居宅介護（ホームヘルプ）	63
		重度訪問介護	4
		同行援護	11
		行動援護	3
		短期入所（ショートステイ）	99
		重度障害者等包括支援	0
		自立生活援助	0
		生活介護	228
	入所	療養介護	13
		施設入所支援	146
訓練等給付	在宅	自立訓練（機能訓練）	0
		自立訓練（生活訓練）	18
		就労移行支援	18
		就労継続支援A型（雇用型）	158
		就労継続支援B型（非雇用型）	263
		就労定着支援	0
		共同生活援助（グループホーム）	73
	入所	宿泊型自立訓練	3
障害児通所給付	在宅	児童発達支援（就学前）	57
		放課後等デイサービス（就学後）	105
		医療型児童発達支援	0
		居宅訪問型児童発達支援	0
		保育所等訪問支援	52

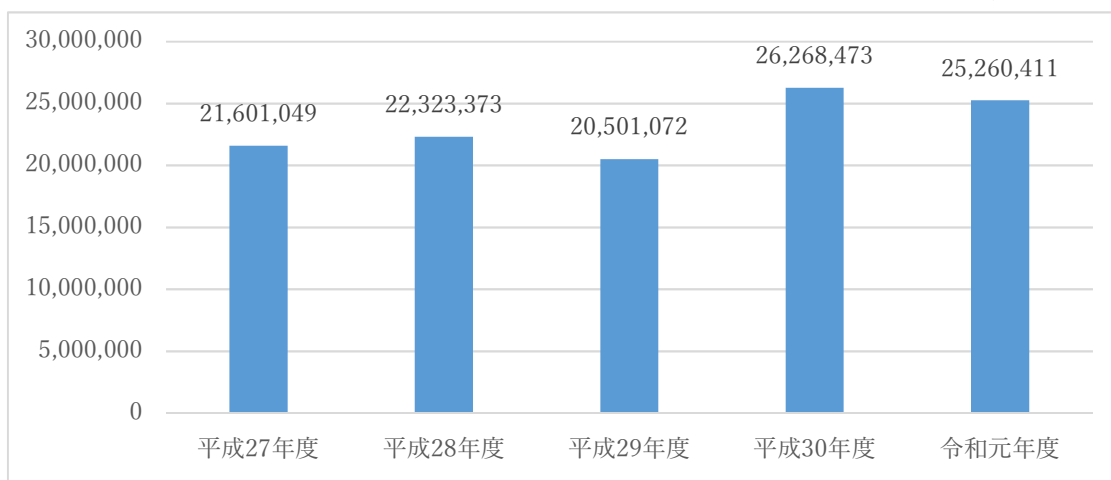
（令和2年3月末現在）

6 就労支援の状況

平成25年4月から障害者優先調達推進法がスタートしました。この法律は、障がい者就労施設や在宅で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設から優先的、積極的に購入することを推進するよう定めたものです。障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な生活基盤を確立することが大切です。このためには、各事業者が障がいのある人の仕事を確保し、その経営基盤を強化するための支援を行うことが必要です。今後も障がい者就労施設への優先調達発注拡大を推進しています。

■本市における優先調達発注実績

単位（円）



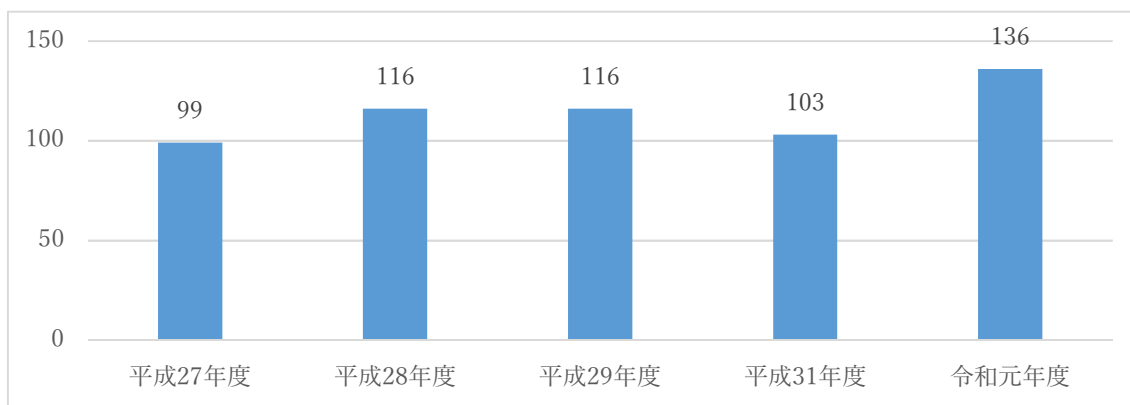
7 障がいのある人の社会参加の状況

越前市障がい者ニュースポーツの集いは、以前は身体に障がいのある人のみで行われていましたが、平成24年度から、知的・精神に障がいのある人も参加可能とし、障がいの種類に関わらず、スポーツを楽しめる事業へと拡大しました。このことにより、若い参加者も増え、活気ある大会になってきています。

なお、競技は、一般のスポーツ大会にはない、障がいのある人が取組みやすいものとなっています。

■越前市障がい者スポーツ大会「ニュースポーツの集い」参加者数

単位（人）



8 福祉ボランティア活動の状況

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、福祉ボランティアは重要かつ身近な存在です。心身に障がいのある人の増加に伴い、今後ますます福祉ボランティアに対する需要の増加が見込まれます。

■登録ボランティアの状況

種別	団体数	人数	うち新規登録 団体数 (令和元年度)
個人	-	22	-
手話	4	74	1
音訳	1	14	-
ガイドヘルプ	1	14	-
点字	2	29	-
スポーツ	1	162	-
その他	26	3,030	1
合計	35	3,345	2

資料：市社会福祉協議会（令和2年3月末）

9 障がいのある人への虐待の状況

障がいのある人の尊厳を守るため、平成24年10月1日に「障害者虐待防止法」が施行されました。これまでに受け付けた相談内容から、心理的虐待だけでなく、様々な虐待、またはその疑いのある状況が伺えます。

■虐待相談受付件数（疑い含む）

	通報 総数 (件)	虐待行為の主な訴え種類別(件)					障がいの種別ごと実人数(人)				虐待と認 定した数 (件)
		身体的	性的	心理的	放棄 放任	経済的	身体障 がい	知的障 がい	精神障 がい	不明	
平成26年度	2	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1
平成27年度	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1
平成28年度	5	4	0	0	1	0	0	3	0	0	4
平成29年度	2	1	0	0	0	1	0	2	0	0	2
平成30年度	4	0	0	2	0	2	0	4	0	0	4
令和元年度	8	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2
計	23	7	0	5	2	3	1	13	1	0	14

資料：市社会福祉課（各年度末日）

計画策定の経過

年 月 日	内 容 等
令和2年 6月 30日 (火)	第1回 障がい者計画等策定等委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 障がい者計画改定、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定並びにコミュニケーション条例制定の概要計画策定にあたって ・ 障がい当事者及び当事者保護者である委員からの提言 ・ 今後のスケジュール
令和2年 7月 28日 (火)	ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者計画等の概要 ・ ワーキンググループの業務担当について
令和2年 8月 5日 (水)	第2回 障がい者計画等策定等委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の施策についての取組状況等について ・ 改定計画等のアウトラインについて ・ ワーキンググループについて
令和2年 9月 10日 (木)	第3回 障がい者計画等策定等委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標及び主な施策の確定について ・ 主な施策の展開（第3章）の内容について
令和2年 10月 1日 (木)	ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）防災対策の推進について
令和2年 10月 7日 (水)	第4回 障がい者計画等策定等委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）の内容について ・ （仮称）越前市障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション条例の骨子について
令和2年 10月 9日 (金)	ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）ユニバーサルデザインのまちづくり推進施策について
令和2年 10月 16日 (金)	ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）防災対策の推進について
令和2年 10月 20日 (火)	第5回 障がい者計画等策定等委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）の内容について ・ （仮称）越前市障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション条例の素案について ・ 第6期越前市障がい福祉計画及び第2期越前市障がい児福祉計画の素案について
令和2年 10月 26日 (月)	ワーキンググループ会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策の展開（第3章）インクルーシブ教育の推進について

令和2年10月29日(木)	ワーキンググループ会議 ・ 主な施策の展開(第3章)防災対策の推進について
令和2年10月31日(土)	第6回 障がい者計画等策定等委員会 ・ 基本目標4(主な施策の展開(第3章))の内容について ・ (仮称)越前市障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション条例の素案について ・ 第6期越前市障がい福祉計画及び第2期越前市障がい児福祉計画の素案について ・ 越前市障がい者計画の基本理念について
令和2年12月15日(火) ～ 令和3年1月7日(木)	パブリック・コメントによる計画素案及び情報・コミュニケーション条例骨子案に対する意見の募集 (期間中:14件受理)
令和3年1月25日(月)	第7回 障がい者計画等策定等委員会 ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 障がい者計画、障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)並びに越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例の案について ・ 市長報告について
令和3年2月2日(火)	・ 障がい者計画案、障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)案並びに越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例案の市長への報告
令和3年3月19日(金)	・ 市議会において、越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例の制定
令和3年3月23日(火)	・ 市において、障がい者計画、障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)の決定

※障がい者計画等策定等委員会では、障がい者計画等だけでなく、情報・コミュニケーション条例案を含め検討を行った。

ワークショップ等

年 月 日	内 容 等
令和元年12月20日(金)	ワークショップ(若越みどりの村 障がい者当事者8人)
令和2年8月21日(金)	ワークショップ(手話サークルパラダイス 障がい者当事者及びボランティア17人)
令和2年8月25日(火)	ワークショップ(民生委員児童委員協議会連合会福祉部会 31人)
令和2年8月26日(水)	ワークショップ(地域活動支援センターえちぜん 障がい者当事者6人)
令和2年9月4日(金)	ワークショップ(市社会就労センター協議会 事業者10人)

令和2年9月12日(土)	ワークショップ(こじかの会 保護者17人)
令和2年9月18日(金)	ワークショップ(障がい者支援センターひまわり 障がい者当事者5人)
令和2年9月18日(金)	ワークショップ(あいの里 障がい者当事者3人)
令和2年9月18日(金)	南越特別支援学校卒業生と語る会 卒業生2人、教員6人、生徒36人
令和2年9月25日(金)	ワークショップ(障がい者相談支援者 10人)
令和2年9月28日(月)	ワークショップ(市身体障害者福祉連合会 障がい者当事者12人)
令和2年10月2日(金)	ワークショップ(南越特別支援学校 保護者7人)
令和2年10月5日(月)	ワークショップ(放課後等デイサービス事業所 事業者4人)
令和2年10月15日(木)	ワークショップ(たけふ福祉工場 障がい者当事者8人)
令和2年10月17日(土)	ワークショップ(市聴覚障害者協会 障がい者当事者5人)

越前市障がい者計画等策定等委員会委員

(敬称略・順不同)

No.	委嘱区分	氏名	所属等	役職等
1	学識経験者	◎青井 夕貴	仁愛大学 人間生活学部 子ども教育学科	准教授
2	学識経験者	○吉田 弥恵子	元福井県立福井特別支援学校長	
3	社 協	石田 吉彦	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	常務理事
4	福祉サービス事業所	北野 理恵	笙ネット (越前市地域公益活動推進協議会)	(福) 陽光会 統括施設長
5	団体代表 (当事者)	畑 潤一	越前市身体障害者福祉連合会	副会長
6	団体代表 (当事者)	森本 辰之	越前市身体障害者福祉連合会	副会長
7	団体代表 (当事者保護者)	横山 和代	こじかの会(越前市児童発達支援 センターなないろ通所児親の会)	会長 経験者
8	団体代表 (当事者保護者)	向 理香	福井県立南越特別支援学校PTA	副会長
9	地域福祉	蓑輪 照雄	越前市民生委員・児童委員 協議会連合会	第8地区 民児協
10	教育機関	滝川 照美	福井県立南越特別支援学校	校長
11	就労関係	渡辺 勝治	武生公共職業安定所	次長
12	就労関係	渡辺 宏之	武生商工会議所	企画総務 課長
13	市民代表(公募)	吉田 知栄美	公募市民	
14	福祉・保健行政	姉崎 孝三	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	部長
15	福祉・保健行政	川崎 規生	越前市市民福祉部	部長

◎委員長 ○副委員長

【事務局】

No.	所 属	職 名	氏 名
1	社会福祉課	課 長	笹田 和子
2	社会福祉課	副課長	神門 弘明
3	社会福祉課	主 幹	安久 智裕
4	社会福祉課	主 事	山森 裕介
5	社会福祉課	主 事	軽部 有輝

越前市障がい者計画等策定等委員会ワーキンググループ員一覧

(敬称略・順不同)

No.	所属等	役職	氏名
1	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 健康増進課	企画主査	大谷 住恵
2	越前市社会福祉協議会	地域福祉部課長	児玉 勝
3	福井県立南越特別支援学校	教諭・進路指導部長	山内 智弘
4	総合交通政策課	主査	北野 紗代
5	防災危機管理課	主事	鈴木 奨平
6	情報統計課	主査	北村 英純
7	長寿福祉課	主事	神門 美佳
8	子ども福祉課	主幹	渡辺 博子
9	健康増進課	主査	藤井 沙織
10	産業政策課	主事	畠中 雄大
11	都市整備課	技師	水谷 澄人
12	教育振興課	指導主事	高城 靖子
13	南越消防組合 消防本部 指令情報課	主幹	山本 貴祥

事務局

No.	所属等	役職	氏名
1	社会福祉課	課長	笹田 和子
2	〃	副課長	神門 弘明
3	〃	主幹	安久 智裕
4	〃	主事	山森 裕介
5	〃	主事	軽部 有輝

越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

平成24年越前市規則第26号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定（改定を含む。以下同じ。）又は評価（以下「策定等」という。）に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例（平成24年越前市条例第2号）第2条の規定に基づき越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画等の策定等に関する調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画等の策定等にかかる調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年越前市条例第44号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成24年越前市規則第13号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則（平成17年越前市規則第10号）別表第5に定

める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

附 則 (平成25年越前市規則第10号) 抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年越前市規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。